2021年9月1日発行　第21巻第9号（通巻553号）

LIBRA

2021年 9月号

〈特集〉

他士業に学ぶ
—弁護士が見落としがちな実務のポイント—

〈インタビュー〉

第35回 東弁人権賞受賞
北洋建設株式会社

〈新連載〉

新型コロナウイルスのもとで Part 2
～こんな工夫・取り組みをしてきました（会務編）～

東京弁護士会

リブラギャラリー

輝く赤い波

その彼岸花の群生は，まさに赤く輝く波のようであり，圧巻という表現以外の言葉を見つけることができない。

埼玉県日高市の西部の高麗本郷の高麗川が巾着状に湾曲して流れている「巾着田」の河原に，9 月から 10 月にかけて，日本一の彼岸花の群生がみられる。

高麗本郷，高麗川そして近くにある高麗神社などからもわかる通り，その昔この地には高句麗系の人々が住んでいたとされている。

古来より，我が国は渡来系の人々から多くの文物や宗教・学問・技術等を受け入れてきたが，とりわけ，我が国も参戦した 663 年の白村江の戦いで唐・新羅連合軍に敗れた後には，多くの高句麗・百済の人々が我が国に逃れてきた。その後 8 世紀になって，この地に高句麗系の人々が集団で移り住んできたようである。

この見事に広がる彼岸花の群生は，2019 年の台風 19 号の襲来による洪水で深刻な被害を受けたが，その後十分に整備されており，コロナ情勢にもよるであろうが，今年も見事に輝く赤い波を見ることができると思われる。遠い昔の亡国の民に思いをはせながら。

会員　菅　芳郎（45 期）

LIBRA
東京弁護士会

CONTENTS
2021年9月号

特集

02 **他士業に学ぶ**
―弁護士が見落としがちな実務のポイント―
- 税理士から：倒産事件・相続事件における税務の注意点　戸田厚司
- 司法書士から：不動産登記手続きの落とし穴　木村 誠・半田久之

インタビュー

14 **第35回 東京弁護士会人権賞 受賞　北洋建設株式会社**

ニュース&トピックス

18
- 大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との意見交換会報告
- 四会憲法記念シンポ「改めて考える！『専守防衛』と憲法9条」報告

新連載

27 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました（会務編）～
vol.1　オンライン裁判員体験企画　沖 陽介

連載等

21 ピックアップ
- もがれた翼パート27「エピローグから始まる物語」動画配信　佐藤香代
- 「東弁ONLINEカフェ」企画のご報告　中井陽子

22 常議員会報告（2021年度 第3回／第4回／第1回臨時）

26 理事者室から：副会長と業務と家事　椛嶋裕之

28 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告
「調停制度について～医療調停・知財調停・企業の私的整理に関する特定調停～」 増田径子

29 人権問題最前線
第2回　思想・良心が踏みにじられた心の傷―レッド・パージ事件が示すもの　古本晴英

30 性の平等に関する委員会から
性的指向・性自認による差別の撤廃と「LGBT理解増進法案」について　本多広高

32 近時の労働判例
第97回　知財高判令和2年12月16日（株式会社TOKYO BASE事件）　野田広大

34 刑弁でGO！：第96回　「認め事件」の証拠意見　小林英晃

36 わたしの修習時代：多摩の自然　68期　寺澤春香

37 73期リレーエッセイ：「コロナ世代」の挑戦　菅原悠互

38 心に残る映画：『シン・エヴァンゲリオン劇場版:||』　福島亮仁

39 コーヒーブレイク：満天の星空と楽しめハラスメントと　三宅恵美子

40 会長声明

49 インフォメーション

他士業に学ぶ
—弁護士が見落としがちな実務のポイント—

例えば離婚の財産分与。和解が成立してやれやれと思っていたら，思いのほか多額の税金がかかって，「ええ，そんなに？」とびっくりしたことのある弁護士もいるのではないでしょうか。不動産の贈与が決まったけど，これまた登記が相当に面倒でその費用がばかにならなかったり。こんなとき「先生，お願いします！」と頼りたくなるのが税理士や司法書士でしょう。

世の中には弁護士以外にも士業がいっぱいあります。税理士，司法書士，行政書士，公認会計士，弁理士，不動産鑑定士，などなど。これらの職業は「武士」の「士」からの連想で「サムライ業」と呼ばれることもあるとか。どれも武士同様に高度な専門的技術が要求される職業ですが，その実務ノウハウを士業同士で分かち合うことはできないものか──そうした問題意識から今回，「他士業に学ぶ」という企画を立ち上げました。

執筆をお願いしたのは，いずれも長年にわたって弁護士との共同作業の経験を積まれた税理士，司法書士の方々です。豊富な事例をもとに，弁護士が用心すべき重要なポイントをご指摘いただきました。弁護士が知っているようで知らない他士業の世界を学ぶ一助になれば幸いです。

LIBRA 編集会議　坂 仁根，味岡 康子

CONTENTS

税理士から：倒産事件・相続事件における税務の注意点 …… 2頁
司法書士から：不動産登記手続きの落とし穴 …… 9頁

税理士から

倒産事件・相続事件における税務の注意点

公認会計士・税理士　戸田 厚司

1　弁護士事務所とのお付き合い

筆者は，学生時代の親しい先輩が弁護士になった経緯で，勤務会計士を経て独立開業した直後から法律事務所と色々な仕事でのお付き合いをしてきました。倒産事件とか相続における紛争などでの関わりですが，その経験の中で感じたことを取りまとめました。なお，本稿で取り上げている事例ですが，差し障りがないように金額，親族関係等をアレンジしています。

2　一般民事と税務業務との感覚の違い

弁護士は法律分野における最高の専門家ですが，税法は一般常識と相当に異なる論理で構築されている面があるため，税法独特の取扱に戸惑う弁護士も少なくありません（弁護士のみならず，一般社会人でも同じですが）。典型例は，資産の無償（或いは著しく低額による）譲渡です。譲り受けた者に対し，何らかの課税（贈与税等）がされるのは誰でも理解し易いのですが，只で譲渡した者に対しても課税されることがあると話しますと，途端に訝しげな顔をされます。具体的には「4　相続について・⑴」で，事例を御紹介しています。

3　弁護士業務での出口と税務業務での出口

弁護士であれば，依頼者の紛争が訴訟にまで発展した場合，最終的に和解で決着させることも少なくないでしょう。もちろん，法律専門家としてはそれが解決であり，依頼された業務の出口になりますが，筆者達のような会計・税務の専門家としては，和解金支払が税務上どのように取り扱われるかを検討し，税務申告する（税額計算や手取額を確定する）ことが出口になります。

例えば和解金に対する税務上の取扱ですが，筆者の顧問先が訴えられた裁判で，数億円の和解金を支払うという決着後に連絡を受けました。消費税の課税仕入に該当する和解内容かどうか，代理人弁護士に伺いましたが話が噛み合わず，顧問先の経理部から相手方の経理部に問い合わせた結果，双方で消費税の課税対象とすることで合意しました。弁護士としては，税務での出口を意識しないのは仕方ありませんが，和解が近くなった段階で，顧問先及び代理人とともに税務での取扱を協議していれば，効率的に処理できたと思える事件でした*1。

また，顧問先で従業員との紛争が発生した事例で，最終的には会社が和解金を支払って従業員は退職しました。その後の税務調査で，「退職を条件とする和解金なので退職金に該当し，源泉徴収洩れではないか」との指摘を受けたのですが，調査担当官には，精神的苦痛（損害賠償）に対する和解金であると説明し，源泉徴収の対象外ということで終了することができました。会社としては，損害賠償金の支払であることをなるべく記録に残したくなかったためなのですが，税務を意識すれば，もう少し和解内容を明確にした方が良かったかもしれません*2。

4　相続について

弁護士の業務として，相続に関わる相談，遺言書作成，遺産分割協議書作成，遺留分侵害額請求訴訟などは一般的なお仕事と思いますが，その場合に税務を深く掘り下げるかどうかで，依頼者にとって大きな影響が生じることもあります。

⑴　同族会社に対する不動産の遺贈

これは，既に相続が終わった後に相談された事例です。被相続人は将来の相続対策を考えて，公正証書遺言によって同族会社に不動産を遺贈しました。法人は相続税の納税義務者ではないので，相続税は課税されません（相続税法1条の3）。その

＊1：和解などにより支払う損害賠償金について，一般的には対価性がないとして消費税の課税対象外となるが，不動産等の明渡しの遅滞により加害者から賃貸人が収受する損害賠償金のように，実質が資産の譲渡等の対価に該当すると認められるものは課税対象となる（消費税基本通達5-2-5）。筆者の顧問先が，特許権を侵害されたとして同業他社に損害賠償金を請求した訴訟で，最終的に和解金が支払われて解決したが，その損害賠償金は特許権の使用を結果的に追認するものであり，実質的には特許権使用の対価として消費税の課税対象となる。

＊2：所得税において，退職金は退職所得として取り扱われ，「（額面金額－退職控除）×1/2＝退職所得」となり，また給与，事業などの所得とは区分され，総合課税ではなく分離課税として税額が計算される。このため，退職所得については税額が生じないケースも多い。ただし，退職時に受給者から支払者に対して「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていないと，支払者は額面金額に対し20％の源泉徴収（復興特別所得税は省略）をしなければならない。

代わりに，普通法人は受贈益に対して課税されるのですが（法人税法22条2項），遺贈を受けた同族会社には多額の青色欠損金が残っている状態であり，受贈益に対する課税所得が生じないので，被相続人は上手く節税できたと思ったのでしょう。ところが，法人への遺贈には所得税を課税される*3ことに気付かなかったため，準確定申告（所得税法124条・125条）により多額な譲渡所得税が生じました。筆者に相談があったときには相続登記も終わっており，どうしようもありませんでした。遺贈がなかったとしての相続税を試算したところ，みなし譲渡による所得税額を大きく下回る結果となり，相談者はガックリしていました。被相続人が弁護士に公正証書遺言書作成を依頼するとき，併せて税務相談もしていればと，勿体なく思った事例でした。

⑵　相続税申告で配偶者の税額軽減を適用しないことによる節税

夫が死亡し，相続人が妻と子供達のような相続では，配偶者の税額軽減（相続税法19条の2第1項）を利用するため，配偶者が1/2を相続するのはよくある遺産分割です。ところが，父親の死亡直後に母親が相次いで亡くなり，両親ともに相当の資産家だった相続において，第一次相続では母親が遺産の全てを相続し，また配偶者の税額軽減の適用を受けずに相続税申告するのが，父親と母親の相続に係る相続税総額を最も軽減できるという結論になりました。今後お目に掛かることのないだろう特殊な相続でしたが，資産家の税務においては，様々な角度から慎重に検討しなければならないなと感じた事例です*4。

⑶　小規模宅地の評価特例と相続税負担額の調整

遺産が自宅の土地・建物及び預金であるような相続において，自宅の不動産は被相続人と同居していた相続人が，預金は他の相続人が相続した場合，相続税の課税価格・税額に不均衡が生じることがあります。土地には小規模宅地の評価に対する特例制度が規定されている（租税特別措置法69条の4第1項・2項）ためです。ただ，遺産の分割においては，単に相続税額の有利不利だけが判断基準ではないので，相続人間での調整が難航することも少なくありません。もし弁護士が遺言書の作成等を相談されたのであれば，納税資金など相続後の手立てについても，アドバイスしておくのが良いかもしれません*5。

⑷　相続後における同族会社株式の処分

相続の開始があった日の翌日から，相続税申告書提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間であれば，非上場会社株式を自己株式として発行会社に譲渡しても，みなし配当課税の対象から除かれ，非上場会社株式を単に譲渡したものとして所得税では分離課税となります（租税特別措置法9条の7）。相続後における同族会社株式の処分で，依頼者である相続人が株式を売却することになったのですが，

＊3：遺贈者は遺贈財産を時価で譲渡したものと見なされ，所得税を課税される（法人への無償譲渡に対する「みなし譲渡」課税。所得税法59条1項1号）。

＊4：第一次相続での相続税については，第二次相続時に未納であれば債務控除の対象になること（相続税法13条・14条），及び相次相続控除（相続税法20条）により税額控除を受けられることに加えて，両親はどちらも自身の財産だけで最高税率（当時は60％）が適用されるような資産家だったためである。
　相続人が相続・遺贈によって財産を取得した場合（第二次相続），その相続における被相続人が，相続開始前10年以内に開始されていた相続（第一次相続）によって財産を取得し，相続税を課せられていれば，第二次相続における相続人の相続税額から，相次相続控除として一定の金額が控除される。本件では，第一次相続における相続税の全額が，第二次相続での相続税額から控除することができた。

＊5：小規模宅地の特例が適用されれば，土地を相続した相続人にとって税額負担は軽減されるが，相続する財産が不動産だけだと納税資金の問題が生じる。また，表面的には不動産の時価（公示価格等）と現預金が同額であっても，不動産の利用価値と維持管理費用，売却が容易であるかどうか，売却したときの譲渡所得課税などを考えたとき，仮に相続税負担では不利になっても，各相続人が土地より現預金の相続を望むケースも少なくない。こうした相続における遺産分割協議では，現預金を相続した者から代償金を支払うケースがままある。
　遺言書を作成するのであれば，各相続人間における実質的な均衡及び納税資金問題も意識し，土地を遺贈する相続人には現預金の一部をも併せるとか，土地が複数あれば，一つは換価して納税資金への充当を指定するなど，幾つかの方法をアドバイスしても良いのではないだろうか。

既に申告期限から3年を過ぎていたため，自己株式として譲渡すると所得税・住民税の負担が重く，代理人弁護士とともにこの対策に苦労することになり，「早期に相談してくれたら，発行会社に自己株式を譲渡するという簡単な方法で終わったのに」と溜息をついたことがありました*6。

⑸　限定承認の選択

数年前に，筆者の知人甲氏から突然の相談がありました。疎遠だった叔母（亡き父親の妹）が亡くなったが，叔母が死亡後の処理を委任していた弁護士からの連絡によると，甲氏が唯一の法定相続人とのことでした。叔母の遺産は預金だけで不動産はなかったため，相続手続は煩雑なものではなく，その預金額は基礎控除以下だったので相続税申告も不要でしたが，問題は隠れた債務（連帯保証など）の有無でした。弁護士からは，「叔母さんが連帯保証していた様子は見受けられません」と説明されましたが，実質的に全く親交がなかった甲氏は，多少の費用は掛かるが万一に備えての保険料と割り切り，単純承認ではなく限定承認手続を申し立てて相続しました。このケースでは遺産が預金だけだったから良かったのですが，譲渡所得の基因となる資産（不動産，有価証券等）が含まれていた場合に限定承認を選択すると，被相続人の準確定申告において譲渡所得を申告しなければなりません*7。準確定申告は，相続開始日の翌日から4ヶ月後が申告及び納税の期限となっており，遺産に多額の含み益が存在する（税負担が重い）場合の納税資金をどう手当てするか，また，不動産が被相続人の居住用財産であっても，被相続人から相続人への譲渡となるので3000万円控除などの特例適用が受けられないという問題があり，悩ましいところです。

もっとも，不動産等に含み益がなければ譲渡所得は生じませんし，限定承認による「みなし譲渡」課税の適用を受けるメリットもありますので，完全に資産超過の相続であっても，場合によっては限定承認の選択も視野に入れるべきかと思います*8。

5　倒産事件における経験

⑴　事前準備と資料保全の重要性

ある破産事件での，青色欠損金繰戻による法人税還付請求（法人税法80条）の事例です。法人税の還付請求をするには期間制限があり，この事件は特殊なケースであったため，手続開始決定から2週間以内に請求しなければ期限を徒過するところでしたが，事前に申立資料一式をコピーで頂いていたた

＊6：現在の所得税法では，非上場会社の株主が自己株式として譲渡し，金銭等の交付を受けた場合，譲渡した者の所得計算について，「株式譲渡による収入部分」と「配当と見なされる収入部分」に区別されて計算される。交付された金銭等について，「①：会社の資本金等のうち，自己株式として譲渡した株式に対応する部分」については譲渡所得の収入となるが，「②：交付された金銭のうち，①を超える部分の金額」は剰余金の配当とみなされ，配当所得として取り扱われる（所得税法25条1項5号）。個人の所得税において，非上場株式の配当は原則として総合課税になること（年10万円相当以下の少額配当には，所得税で申告不要制度がある），株式の譲渡損が生じていても損益通算できないことから，自己株式譲渡による収入のうち②の部分が高額だと，単なる株式譲渡として収入の全額に分離課税が適用された場合に比較し，一般的には税負担が相当に重くなる。これを避けるため，株式発行会社の上位に持株会社を設立し，その持株会社へ売却するというスキームも考えられるが，手間も費用も掛かる。
　なお，上場会社が自己株式を取得した場合には，上記「みなし配当」としての取扱から除かれる（所得税法25条1項5号括弧書）。

＊7：限定承認における「みなし譲渡」課税（所得税法59条1項1号）。対象となる資産について，被相続人が時価（相続税評価額ではなく，客観的な交換価値）で譲渡したものと見なされる。

＊8：限定承認があった場合の「みなし譲渡」については，相続開始日の時価で譲渡があったとして被相続人に譲渡所得税が課税されるが，被相続人は翌年1月1日現在には住所がないので，譲渡所得に対する住民税（不動産の長期譲渡所得であれば5%）は課税されない。相続人が相続した「みなし譲渡」対象の資産について，相続時の時価が相続人にとっての取得費となるため（所得税法60条4項），相続から日を置かずに当該資産を売却すれば，譲渡所得及び税額が発生しない可能性が高い。また，「みなし譲渡」に係る譲渡所得税は相続税における債務控除の対象となるため，相続税を軽減できる。
　一方，相続人が単純承認すると，相続人は被相続人の取得費を引き継いで（所得税法60条1項1号）相続後の譲渡所得が計算され，相続人の譲渡に対しては所得税及び住民税が課される。当然ながら，相続人の譲渡に対して課される所得税・住民税は，相続税における債務控除の対象にならない。すなわち，遺産となる不動産を全て売却するような場合は，限定承認によって税負担を軽減できる可能性がある。
　ただし単純承認の場合は，相続により取得した不動産について，居住してから譲渡すれば3000万円控除の適用があること，限定承認では相続後に所有を継続する資産に対しても「みなし譲渡」により課税されることから，慎重な検討が必要である。

め，還付請求期限までに対応することができました。逆に諸資料が充分に残されておらず，本来なら可能であった仮装経理による更正請求（法人税法135条）を諦めた破産事件もありますし，帳簿が散逸していたため，筆者の事務所で証憑類から帳簿を再現することにより更正請求が認められたこともありました。

破産後の税務申告まで意識するのは難しいかもしれないですが，申立代理人弁護士には，事前にしっかりとした資料の保全をお願いしたいです。

⑵　期限の徒過は怖い

ある破産手続における債権届出ですが，疎明資料が不足していたので管財人が異議を述べた（「認めない」認否をした）ところ，代理人弁護士が債権確定手続（破産債権査定の申立て）を失念したため破産債権が認められないことになり，億単位の破産配当（破産事件としては，異例に配当率が高かった）を受け取れなかったケースがあります。その後，代理人は債権者に対してどのように説明したのか，期限の徒過は会計・税務分野でも大きなリスクなので他人事とは思えず，今でも気になるところです。原則として期間制限の徒過は救済されないですから，筆者も税務手続では非常に神経を使います*9。

⑶　任意整理における資力喪失者の資産確保

複数棟のビルを所有する個人債務者の任意整理ですが，完全な債務超過状態で，個人破産を選択すればめぼしい資産は何も残らない状態だったところ，小さいながらも賃貸用ビル１棟を確保できたことがあります。代理人弁護士が金融機関と交渉し，債権をサービサー経由で親族の会社に売却するスキームにより，何とか収益物件を実質的に残せました。このスキーム実行の過程で，会計・税務面は筆者の業務ですが，利害関係者との交渉・説得は弁護士が頼りでしたから，専門家の役割分担を強く意識した事例でした*10。

⑷　弁護士は警戒される

ある破産事件で，管財人が詐害行為に対する否認請求を検討していたときに，管財人と筆者で重要なキーパーソンに面会しました。管財人が質問しても相手は警戒して取り付く島もなく，有益な証言を得るのは無理かと諦めかけましたが，代わって筆者が茶飲み話を振っているうちに，弁護士ではない筆者に対して気が緩んだのでしょうか，うっかりと重要な手掛かりを漏らしてしまいました。といって，直ちにそれに食いついたら再び貝の口が閉じられますから，管財人は目を瞑って居眠りしている振りをしながら聞き耳を立て，専ら筆者が世間話に織り交ぜて質問をするうちに，色々と重要な情報を入手できました。結果，その後の否認請求及び裁判によって，流出した責任財産を回復させることに繋がりました。弁護士はどうしても警戒されますから（まして や管財人となれば当然ですね），重要な利害関係者と面会してヒアリングする際に，法律専門家以外の補助者を同行させるのは１つの手段かもしれません。なお，筆者は意図的に世間話から油断させたわけではなく，たまたま何となくの他愛ない会話からの流れであり，会計・税務畑の人間は誘導尋問ができるような訓練は受けていませんので，誤解無きよう御留意下さい。

＊9：税務申告書の確定申告における提出期限，消費税課税事業者選択届出など諸届出書の提出期限である。申告期限を徒過したため，多額な無申告加算税を課された事例として，関西電力における消費税申告が有名である。
https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2005/0922-2j.html

＊10：銀行の債権は５億円であるが，抵当権付のまま第三者のサービサーを経由して親族が新設した甲社に売却する。手元に残せるＡビルについては親族が新設した乙社に売却するが，他のビルは第三者に売却する。サービサーにおける銀行からの債権買取価格は，所有ビル全体の時価3.5億円からＡビルの時価0.7億円を控除した2.8億円に設定し，サービサーから甲社への債権売却額は「2.8億円＋手数料見合額」とした。この結果，サービサー及び銀行へは，Ａビル以外のビル売却代金及び手元資金により債権買取金額の精算を済ませた。甲社は個人債務者に対して，Ａビルへの抵当権付債権2.2億円（5億円－2.8億円）を有することになる。Ａビルの売却代金0.7億円については，購入者の乙社が抵当権者である甲社に対し，賃料収入を原資として分割で代位弁済するが，0.7億円を弁済すれば抵当権は抹消するとの合意をしている。

(5) 特別清算における和解型と協定型の選択

債務超過会社X社は任意整理で清算する予定でしたが，債権者であるRCC（整理回収機構）及び金融機関からの要請により特別清算手続を申し立てました。X社はスポンサー企業に事業譲渡するとともに残る資産を全て換価し，清算費用を除く現預金残高を債権者に弁済します。弁済不能部分の債務免除について，特別清算手続では和解型ではなく協定型を選択しました。

別件の特別清算事件でも，複数行の金融機関に債権放棄を求めたところ，やはり任意整理ではなく協定型の特別清算手続を望まれました。金融機関に債権放棄を求める場合，コンプライアンス上の問題を回避するため，協定型の特別清算が選択される傾向が強いように感じます。

なお上記のX社は，特別清算自体は無事に結了しましたが，事業譲渡後のスポンサーにおける税務調査で，買い取った在庫の購入額が低額ではないか，受贈益が生じているのではないかという点が問題にされました*11。また，協定型の特別清算における個別和解（清算会社の親会社による債権放棄）に対し，貸倒損失が否認された裁判例がありますので*12，税務対策という意味では，特別清算手続だからといって貸倒処理等がフリーパスで認められる訳ではありません。

逆に，法的整理手続ではなく任意整理であっても，経済合理性や社会通念における相当性を充たしていれば，親会社等による債権放棄が寄附金として否認されることはありません。債務超過状態にある上場企業の100％子会社を通常清算したケースで，債権者は親会社のみに集約し，全資産の換価代金で弁済した後に親会社が債権放棄しましたが，その後の税務調査で特別に問題視はされませんでした。

ちなみに協定案ですが，筆者が関わる特別清算では，可決後に簿外資産が発見されたときなどに備えて追加弁済条項を加えています。

(6) 弁護士からの受任通知

筆者の顧問先の得意先が経営破綻し，弁護士から債務整理の受任通知が配達されました。債権者等を調査の上，今後の方針を連絡するとのことでしたので，顧問先が待っていたところ半年経っても梨の礫でした。痺れを切らした顧問先が弁護士に連絡したところ，既に辞任しているとのことであり，驚いて得意先へ電話しても不通になっていました。諸事情がありますから辞任するのは仕方ないとしても，受任を通知した債権者には辞任の連絡を怠るべきではないと感じた次第です。

6 弁護士業務における会計的素養の必要性について

倒産事件における補助者としての調査ですが，倒産会社は循環取引によって決算書を粉飾していました。この循環取引について弁護士が理解するのに苦労し*13，驚いた経験があります。また，ある自力再建型の倒産事件では，代理人弁護士が再建計画（収益計画，資金繰り等）まで作成していたのですが，

＊11：税務署からの指摘に対し，スポンサー側では，①第三者間の売買において成立した価格であること，②売買価格について一応は合理的に評価していること（在庫の保有期間，正常品か滞留品かなどの区分でグルーピングし，値付けをした），③正常在庫も滞留品も纏めての一括購入であること（一種のバルクセール），などを説明した結果，修正申告の対象からは除かれたようである。もっとも，仮に修正申告に含めたとしても，在庫であるから受贈益の所得加算と同時に在庫の税務簿価が嵩上げされ，また，修正申告後の事業年度で売却若しくは廃棄処分されれば嵩上げ分は申告調整（所得減算）されるので，過少申告加算税及び延滞税を除いて税負担に大きな影響はなかったであろう。

＊12：東京高裁平成29年7月26日（棄却・確定）

＊13：循環取引とは，売買を仮装した資金取引である。最も単純なモデルだと，例えば粉飾する会社X社が，取得原価100の商品を105でY社に売却し，一定期間経過後に売却済みの商品を110で買い戻すので，売却益5（売上105－原価100）が計上されるが，資金収支は5の赤字（売上105－買戻額110）となる。資金収支の赤字5は実質的に金利であるが，経理上は商品買い戻し価格110に含まれるので，最初の売却益5と，収支の赤字5（実質は金利）の合計10が利益を水増しすることになる。つまり，取引実態は借入により105を資金調達し，元利110を返済しているが，それを会計上は売上・仕入として処理したこととの繋がり（取得価額100の商品が110に水増しされた）について，弁護士はどうしても納得できなかったようである。

製造業である倒産会社の収益見込について，売上原価が0となっていたので筆者が問い合わせたところ，売上を2倍にして原価率を50％とした修正案が再提出され，首を捻ったことがありました（結局，破産しました）。

こうした事例を経験しますと，法律専門家の方々にも，入門レベルで良いから企業会計に触れて頂ければ，何かと役に立つのではと思うことがままあります*14。

7　会計・税務業界から見た弁護士業界の印象

(1)　弁護士は漁師（猟師）で，会計・税務畑の人間は農民？

筆者と親しい弁護士事務所は倒産系が多いためでしょう，弁護士は大間のマグロを捕獲（大型の案件に関与）して潤うこともあれば，鰺や鯖，鰯などで凌ぐ年もあり，漁師（猟師）の世界に棲んでいる印象があります（もちろん人によりますが）。ある弁護士事務所の代表者が，「今年は赤字です」と淡々と話をされたときには驚きました。会計事務所では，特殊なケース（開業したばかりとか，病気や怪我で休業）を除いて赤字になるのは考え難いので（その代わり大儲けすることもない），筆者の世界はM&A系などの一部を除いて農業かと感じます。

(2)　弁護士報酬には我慢賃が含まれている？

弁護士業務で最も厄介なのは，依頼者の説得ではないかと思えるときがあります。「相手憎し」で頭が一杯になっている依頼者を，如何に説得するかが結構なストレスになる印象もあり，弁護士報酬には我慢の対価が含まれているかもしれないですね。

(3)　日本三大勘違い（される）職業の一つ？

個人的には，医者，警察，弁護士は日本で最も勘違いされている職種ではないかと，密かに思っています。現実には，大門未知子みたいなドクターXも杉下右京のような警部も存在しないでしょうし，スーパーマン弁護士が探偵まがいに活躍するなどはフィクションの筈ですが，善良な視聴者が弁護士に過度な要求をしているのではないかと，些か同情してしまいます。私が関わった相続案件でも，公正証書遺言書を無効にしたいと希望する依頼者に対し，弁護士が無理だと説得していましたが，「やる気も能力もない」と受け取られて解任されたことがあり*15，世に誤解が蔓延しているのではないかと感じた次第です。

以上，とりとめもない印象を並べてしまい恐縮ですが，弁護士先生方とのお仕事は刺激的で飽きないですから（その分，プレッシャーも相当ですが…），気力，体力の続く限りお声が掛かれば仕事を御一緒したいと思っております。

＊14：例えば，司法研修所でのカリキュラムに取り入れるとか，弁護士会と会計士協会・税理士会とが公式にコラボして，相互に会員向けの研修（弁護士会は法律の基礎講義を，会計士・税理士業界は企業会計・税務の基礎講義）を提供するなどはどうであろうか。

＊15：資産家であった被相続人が死亡したため，その相続税申告及び被相続人が作成した遺言書についての相談事例である。被相続人は死亡する数十年前，妻に先立たれ，その後に知り合った女性と実質的に夫婦となったが，相続での紛争を避けるために入籍はせず，その代わりに財産の一部を内縁の妻に遺贈する公正証書遺言書を作成していた。死亡する相当以前に作成された遺言書は遺留分を侵害しておらず，相談者以外の相続人は，「長年お世話してくれたのだから当然のこと」として受け入れていたが，相談者だけは遺言書に強い不満があったようである。

司法書士から

不動産登記手続きの落とし穴

司法書士　木村　誠
司法書士　半田 久之

はじめに

「この和解調書では登記できません」。

不動産登記手続を依頼した司法書士からこのような返答を受けた経験をお持ちの方もいらっしゃるかもしれない。筆者らもこのような返答をした経験が少なからずある。ここまでかなり苦労してやっと紛争解決と安堵したのも束の間，登記手続という思わぬ「落とし穴」が…。本稿では，そのような「落とし穴」に落ちることを防ぐために，不動産登記における「実務のポイント」について筆者らの経験をもとに述べていきたい。

1　弁護士との接点・共同作業の内容

本題に入る前に，弁護士と司法書士の業務の接点・共同作業の内容について述べておきたい。筆者らの経験を基にすると，⑴登記手続きが必要となる訴訟等において，請求の趣旨や和解条項・調停条項を検討する場面，⑵遺産分割協議書，死因贈与契約書，財産分与契約書などの作成の際，登記に関する条項を検討する場面などが多いように思われる。

2　なぜ「落とし穴」が出現するのか？

⑴　弁護士と司法書士の視点の違い

なぜ思わぬ「落とし穴」が出現するのか？ 筆者らが考える回答の一つ目に，弁護士と司法書士の視点の違いがあるように思われる。その違いは，弁護士は実体上の法律関係から考えている点，司法書士は登記記録を出発点に考えている点にある。筆者らの「この和解調書では登記できません」との回答に対しては，概ね「実体はこれで問題ないのになぜ？」という返答が多い。確かにその通りなのだが，不動産登記は現在の所有者を公示するだけではなく，そこに至る物権変動の過程を忠実に公示する必要がある。そのため，数次相続などいくつかの物権変動を経る場合などで，その過程が充分反映されていない内容であると「落とし穴」が出現することになる。

もちろん，出来上がってしまった和解調書で何とか登記できないか検討し，場合によっては気合（？！）で登記申請することもあるが，難しい場合には更正決定を依頼することもある。このような「落とし穴」を回避するには，極めてシンプルであるが，和解成立前に弁護士・司法書士が共同して，和解条項等についてよく検討しておくことである。司法書士は，疑義がある場合には事前に法務局に照会し，スムーズに登記ができるよう段取りすることも考えられる。

⑵　独特の難しさ

二つ目は，不動産登記手続には独特の難しさがあることである。登記の難しさは，いかなる登記の目的・原因による登記申請をすべきか？登記申請書に添付すべき書類はどのようなものが必要か？の判断にあると思う。

これを判断するには，不動産登記法のみを見ても解決しない。不動産登記法では，登記申請の骨格部分を規定するに止まり，登記申請の細部にわたる部分は，不動産登記令及び不動産登記規則に規定されている。さらにこれらの解釈にあたっては膨大な量の登記先例（法務省の通達の他，『登記研究』（テイハン）という雑誌に掲載される「質疑応答」も先例的意義を有するとされている）を把握しなけ

ればならない。

また，申請された登記を実行すべきか否かは登記官が判断するところ，登記官は申請人が提出した申請書・添付書類のみを資料として審査する形式的審査権しか有しない（最判昭和35年4月21日）。そのため，自筆証書遺言などでその解釈が問題となる場合，登記官が遺言者の真意を探求することや当事者の合理的意思解釈をするには限度がある。したがって，登記の原因となる事実又は法律行為が，添付書類となる書面に的確に現れていなければならない。

これらが登記手続独特の難しさを生んでいるように思う。以下では，これら独特の難しさや論点などを具体例で紹介したい。

3　具体例

⑴　和解条項（引き換え給付条項の場合）

不動産登記は，登記名義を失うことになる登記義務者と登記名義人となる登記権利者による共同申請が原則である（不動産登記法60条）。しかし，その重要な例外として，登記手続をすべきことを命ずる確定判決，和解調書，調停調書などによる登記の場合は，単独で登記申請ができる（不動産登記法63条1項，以下，これらを「判決による登記」と言う）。

判決による登記で，「落とし穴」が出現するのは，例えば，「被告は，原告に対し，別紙物件目録記載の不動産について，原告から金○○万円の支払いを受けるのと引き換えに，令和○年○月○日売買を原因とする所有権移転登記手続きをする」旨の引き換え給付の条項である。この趣旨は，所有権移転登記と売買代金支払いの同時履行を確保するというものであろう。

しかし，引き換え給付条項を使って判決による登記をする場合には同時履行にはならないことに注意すべきである。登記手続きを求める訴訟は，広義の執行とされる。判決確定の時に被告の登記申請意思表示が擬制され（民事執行法177条1項本文），その確定のときに原告は直ちに満足を受けることとなる（＝単独で登記申請ができる）。

ところが，登記手続を命ずる確定判決等であっても，例外的に執行文付与を要する場合がある。その代表的なものが前述の反対給付との引き換えに係るときである。この場合，執行文が付与されたときに登記申請の意思表示が擬制されることとなる（同条同項但し書き）。このため，登記名義を取得する原告は，まず売買代金を現実に支払い，その支払いの事実を証する書面（領収書）又は供託したときは供託書の正本を裁判所に提出して執行文の付与を受けることとなる（同条2項）。このため，実際は同時履行にはならず原告の先履行となってしまう。

このような場面では，筆者らは当事者の合意が得られるのであれば，何らの条件や期限を付さない条項とすることをお勧めしている。それが難しい場合には，判決による登記とせず，別途，代金決済日を設けて当事者双方から添付書類をいただき，登記申請することとなる。

⑵　登記義務者の住所氏名変更

やや細かい点となるが，前述の判決による登記の際，見落とされがちなのは登記義務者の住所氏名変更登記である。例えば，登記記録上の住所と判決等に記載された登記義務者の現住所が異なる場合には，所有権移転登記の前提として住所変更登記が必要となる。

しかし，多くのケースではこの点が見落とされている。登記申請そのものは，和解条項等がなくとも登記権利者から代位にて行うことは可能であるが，これに要する登録免許税（さらには司法書士報酬も！）は，本来，登記義務者が負担すべきではないかとの問題が残る。登録免許税は不動産1個につき金1,000円であり（登録免許税法2条別表1の1(14)），司法書士報酬も通常はそれほど高額にはならないので大きな問題にはならないが，事前に検討できるのが望ましい。

⑶ 死因贈与の執行者

不動産について死因贈与契約を締結し，これを登記する場合がある。死因贈与は，遺贈と違い，当事者間の契約により成立するという性質もあって，効力発生前に仮登記をし，権利を保全することも可能である。このため，迅速かつ確実に受贈者へ権利移転したい場合などで死因贈与の登記には一定のニーズが存在している。

実務上，「落とし穴」が出現するのは，贈与者が死亡し，死因贈与契約に基づいて登記（仮登記をした場合には本登記）を行おうという場面である。この際の「落とし穴」は主に，①死因贈与契約に執行者が定められていないため，贈与者の相続人全員に登記手続への協力を依頼するか，裁判所に執行者の選任を求めることが必要となるケース，②私署証書による死因贈与契約に執行者が定められているものの，その契約書に贈与者の実印が押印されておらず，また，贈与者の作成当時の印鑑証明書が添付されていないケース，などがある。

①のケースは，相続登記と違い，死因贈与の場合には不動産登記の原則通り共同申請となることが理由である。では，この場合，誰が登記義務者となるのか？ この点，贈与者は既に死亡しているため，贈与者の相続人全員が登記義務者となる（不動産登記法62条）。しかし，相続人全員に委任状に実印を押印してもらい，作成後3か月以内の印鑑証明書を添付することが必要となるため（不動産登記令18条2項，3項），協力を得ることが困難である場合も多い。

その場合，家庭裁判所に死因贈与契約の執行者選任の申し立てを行うことになる。死因贈与契約はその性質に反しない限り遺贈の規定を準用するとされていることから（民法554条），遺贈に準じて死因贈与契約においても執行者選任申し立てが可能と考えられ，現実に選任されているケースも多い（もっとも，名古屋家審平成元年4月13日などこれを否定する裁判例も存在するようである）。登記先例においても死因贈与契約に執行者が指定されている場合には執行者と受贈者の共同申請によることができるとされており（『登記研究』第322号73頁），受贈者は選任された執行者と共同申請をすることとなる。

次に，②のケースは，贈与者の真意を担保するとの趣旨から，死因贈与契約書には贈与者の実印による押印，かつ贈与者の印鑑証明書の添付が登記先例において求められている（『登記研究』第566号131頁）。そのため，契約書に贈与者の実印が押印されておらず，印鑑証明書の添付がない場合には，やはり①と同様に相続人全員の登記手続への関与が必要とされている。なお，死因贈与契約書が公正証書であり執行者が指定されている場合には，このような書類は不要となる。

そうすると，登記手続の観点からは，死因贈与契約書を作成する場合には，執行者を選任すること及び私署証書にて作成する場合には贈与者の実印での押印と印鑑証明書を保管すること又は公正証書にて作成するべきであろう。

なお，①②のケースとも贈与者の所有権取得時の登記済証（登記識別情報）も必要となる。紛失している場合は，事前通知等の不動産登記法23条所定の手続を検討することとなる。

4　司法書士業界の現状とコロナ

最後に，司法書士業界の現状と新型コロナウイルス感染症の影響について述べたい。

⑴ 合格者の減少と高齢化

司法書士となるには，司法書士試験に合格するか（司法書士法4条1号），登記官や裁判所書記官として10年以上従事し，法務大臣の認定を得る必要がある（同条2号）。

現在，司法書士の数は，全国で約2万2,000名であり，その内，東京では約4,400名が登録している。また，全国の司法書士の年齢別構成で特徴的なのは，グラフに2つの山があることである。次頁の図のように，41-45歳が最も多い年齢層だが，次に多いのは，66-70歳の層である。これは，法務大臣の認定を得ることにより司法書士になった人たちは既に相当

■司法書士年齢別・性別構成表

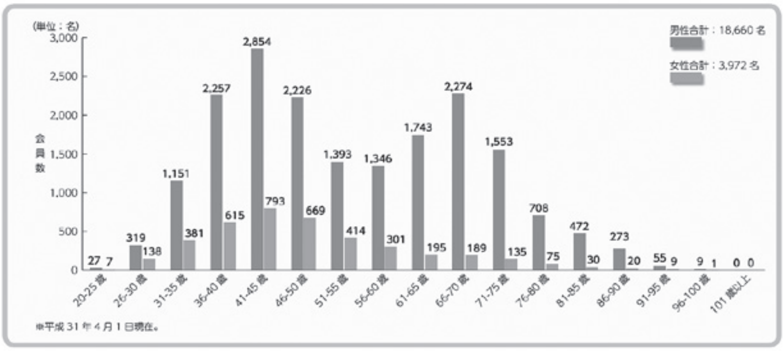

■司法書士新規登録者数及び登録取消者数の推移とその内訳

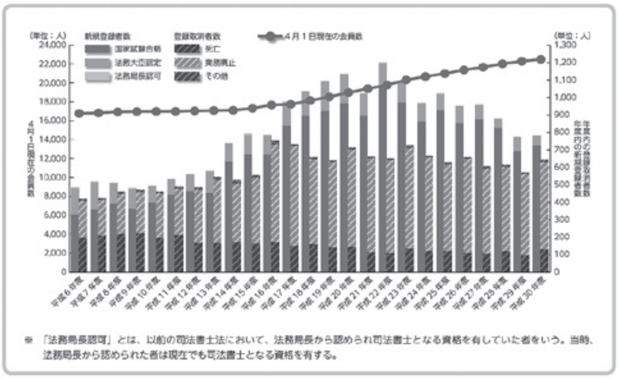

＊日本司法書士会連合会編2020年版「司法書士白書」より

の職業経験を経ているため，デビューした時には一定の年齢を迎えているためであると考えられる。

また，司法書士も多くの士業と同様，試験出願者数及び合格者は減少が続いている。具体的には，ピークであった2010（平成22）年には司法書士試験出願者数33,166名，合格者948名（合格率2.9％），平均年齢33.35歳であったのに対し，2020（令和2）年の司法書士試験出願者数は14,431名，合格者は595名（合格率4.1%），平均年齢は40.02歳となった。このように，出願者数はピーク時の半分以下となり，合格者も大幅に減少，合格者の平均年齢も10年で約7歳上昇した。2021（令和3）年の出願者数は若干の増加傾向となったが，2020年まで出願者数は一貫して右肩下がりが続いてきた。出願者数の減少は今後も永続的に司法書士制度を維持していくにあたっての大きな課題となっている。

⑵　コロナ下における不動産売買における代金決済の変化

不動産売買の代金決済は，通常，買主に売買代金を融資する金融機関の店舗の一室に，売主，買主，仲介業者及び司法書士が一堂に会して行う。さらに，任意売却による場合であると差押債権者なども参集することとなり，部屋に入りきれないということもめずらしくなかった。

コロナ下にあっては，「密」を避けるため，さらには出席したくないとの当事者の意向等もあって，当事者が集まらない決済も増えている。具体的には，司法書士が代金決済日前に欠席する当事者の本人確認を行い，登記手続書類を預かっておき，決済日当日は，一方当事者のみの出席，または両当事者いずれも欠席にて進行することとなる。

⑶　商業登記における電子署名の緩和

コロナ下にあって，社会全体で紙ベースの書面への押印廃止の動きが大きく加速している。このことは，商業登記の分野も例外ではない。

これまでは，添付書類となる株主総会議事録等も紙ベースのものが大多数であった。しかし，昨年6月，今年2月と2回にわたって，商業登記申請に利用できる電子署名の種類が緩和されてきた。具体的には，電磁的記録によって作成された株主総会議事録等の添付書類には，従来から認められていた商業登記電子証明書に加え，公的個人認証サービス電子証明書（マイナンバーカード）なども利用可能となった。さらに，一定の条件下では，民間事業者が提供する事業者署名型（立会人型）電子証明書の一部も許容されるに至った。

今後，電磁的記録によって作成された株主総会議事録等に電子署名をするとの実務が大きく広がっていく可能性がある。

終わりに

弁護士と司法書士は，その業務範囲の違いはあれ，依頼者の権利実現のために職務を行うとの点で共通している。本稿によって，弁護士と司法書士との共同作業が一層円滑に進み，依頼者や市民の権利がより良く実現されることの一助となれば幸いである。

第35回 東京弁護士会人権賞 受賞

北洋建設株式会社　代表取締役 小澤 輝真 さん

木村英明2020年度副会長から表彰状を授与される小澤輝真さん（右）

採用した出所者の９割５分が辞めてしまうという厳しい現実。それにもかかわらず，小澤社長はこれまで私財を投じて出所者の採用を続けてこられました。出所者の社会復帰のために就労支援が重要であることは多くの方の共通認識だと思いますが，それを実践することは容易ではありません。脊髄小脳変性症という難病を発症し，余命宣告を受けながらも，出所者の就労支援に熱意をもって取り組まれている小澤社長の前向きな姿勢に，深く感銘を受けました。札幌の本社を訪問し，お話をお伺いする貴重な機会を得たことに深く感謝をしております。

聞き手・構成：小峯健介

プロフィール◆北洋建設株式会社（代表取締役 小澤 輝真） 1974年に設立された建設業を目的とした株式会社（本店：札幌市）。前身の工務店を1973年に創業して以降，長年にわたり刑務所の出所者を積極的に雇用してきた。その採用人数は累計で600名を超える。創業者のご子息である小澤輝真氏は，1993年に同社に入社し，2014年には代表取締役に就任。進行性の難病である「脊髄小脳変性症」を発症しており，余命宣告されながらも，出所者の就労支援に熱意をもって取り組んでいる。

―― 東京弁護士会人権賞の受賞おめでとうございます。

ありがとうございます。うれしいですね。

―― ご経歴を拝見しますと，いろいろな資格をお持ちなのですね。

はい。趣味が資格集めなんですよ。88個ありました。

―― 何か印象深いもの，面白いものがありましたら教えてください。

ない，ない。だいたいは調理師とか，潜水士とか，あと一級船舶とか。

―― 2012年にお父様と同じ脊髄小脳変性症と告げられたとのことですが，医師から病名を告げられたとき，どのようなお気持ちでしたか。

いやあ，ついに来たかと思いましたよね。ついに来たかと。

―― ついに来たかというのは，どういうことでしょうか。

ばあちゃんも，親戚にも結構あったので，ああ，そうだと思いましたよ。姉ちゃんもそうです。

―― 病名の宣告を受けて余命10年と告げられて，どのようなお気持ちだったのでしょうか。

普通はもうそこでだめになっちゃうんだけど，逆に，僕はできることをやろうと思って，いろいろなことをやるようなことを考えて，やるようにしましたね。

―― この病気というのは，将来的にも根治するのは難しいのでしょうか。

たぶん無理でしょうね。

―― 医学が進歩し，何かよい治療法が開発されることを本当に期待しています。

いや，まったくないですよね。

―― 北洋建設では障害を持った方も積極的に採用されているとのことですが，ご自身や親族に病気の方が多いということも影響しているのでしょうか。

それはありますね。僕も自分が障害を持っているから，よく分かるということもありますよね。

―― 脊髄小脳変性症という病気に罹ってしまったからこそ感じることがあれば教えてください。

この病気になったからこそ，だめじゃないんだよ，こういう人間もいるんだよ，ということを教えてあげられますよね。そして，頑張れ，お前も頑張れよと。病気だからこそできることというのがあるので，やっていますよね。

―― 北洋建設は1973年（昭和48年）にお父様の代に創業されて，これまで約半世紀にわたって累計で約600名近くの元受刑者の方を受け入れてきたとのことですが，小澤社長の代になってから採用されたのは何名ぐらいでしょうか。

僕になってからは300名ぐらいじゃないですかね。

―― 今いる従業員さんの中で，元受刑者の方は何名ぐらいでしょうか。

今，全部で60名ぐらいいて，うちだいたい20名です。

―― 採用される方は，どのような罪名の方が多いのでしょうか。

窃盗，覚せい剤が多いです。重大犯罪はいないです。だいたい2～3年の刑が多いです。

―― お父様の代から積極的に出所者を採用されてきたということですけど，小澤社長には抵抗感はなかったのでしょうか。

いや，僕はもう何も分からなかったので。みんな僕にとってみたらいい人ばっかりですよ。

―― 北洋建設では元受刑者の方とそれ以外の方で，待遇に差はあるのでしょうか。

まったく一緒。全部一緒。

―― 全国の刑務所に従業員募集のポスターを貼って，受刑者から手紙が来ると全てに目を通され，指一本でパソコンを操作して返信されているということですね。

僕は字が書けないので，来たら必ずパソコンで手紙を書きますよ。遅れずにやりますね。

―― 大変ではないですか。

いやあ，もうすごく大変ですよ。ものすごいですから，数が。

―― 実際に刑務所まで足を運んで受刑者の方と面接をされているとのことですが，これも大変ではないですか。

すごく大変ですよ。

―― 受刑者の方の面接は，どのような点に重点を置いているのでしょうか。

いや，別に，やる気があるかなぐらいですかね。やれるのかな，やる気は大丈夫か，という程度。

―― やる気があるかどうかというのは，どうやって見極めるのでしょうか。

やる気があるかどうかは，もう聞くしかないですよね。だいたい分かるんですよ。もう何百人も会ったから，たいてい分かるんですよ。

―― 実際に受刑者の方を目の前にされて，どういったあたりに更生や立ち直りの可能性を感じられるのでしょうか。

去年までは入れてみなきゃ分からないからと，とにかく入れていたんだけど，実は今年から変えました。今年から，面接する前に，（刑務所の）刑務官や，（保護観察所の）保護観察官に見てもらってます。

―― 裏返しますと，昨年までは社長の目だけで判断していたということでしょうか。

そうです。ひどかったんですよ。9割5分，いなくなっていましたからね。

―― 9割5分の人が辞めてしまうにもかかわらず採用を続けてきたというのは，小澤社長を突き動かしている原動力は何だったのでしょうか。

まず入れてみなきゃ分からないので。頑張ってくれる人は頑張ってくれるし，だめな人間はだめだと言って。まず入れてみようというのがありましたね。とにかく入れてみようと。

―― 残念ながら，実際には9割5分の人は辞めてしまうのですよね。心が折れたりしないのでしょうか。

いや，もう何百人も，500人もいるんだから，そんなことやっていられないですよ。そんなのもう面倒くさい，どうでもいい。

―― 自分の土地などの私財を売って支援に充てているとお聞きしましたが。

お金がね，国はくれないんですよ。飛行機代とかに使うと，もうあっという間になくなっちゃいますよね。

―― 私財を投げ打って対応することには限界を感じているとのことですが。

もう2億円，3億円使っています。

―― お父様の代から私財を投じていたのでしょうか。

してないです。僕になってからです。

―― 元受刑者の従業員の方と接するに当たって，何か特に心掛けていることとか，気を付けていることはありますでしょうか。

出所者だからどうとかいうのは一切ないです。もう，出てきている以上，罪を償っているので，そこら辺の，差別と言ったらおかしいですけど，それは一切ないです。普通に接します。

―― 出所者の更生，社会復帰，再犯防止のためには，何が重要であるとお考えでしょうか。

何でしょうね。普通の一般企業がいっぱい使ってあげることですよね。日本という国は，まず悪いことをしたら使わないんですよ。だから使ってあげる会社が多ければ多いほどいいと思うんですよ。

―― とにかくまず働き先が見つかることが重要ということですね。

そうですね。働けないと。

―― 国も助成制度を用意しているようですけどまだまだ不十分で，民間事業者の善意頼りみたいな印象がありますが，いかがでしょうか。

僕もよくそれは大臣に言っているんですよ。手紙を送ったり，ばんばんやっているんですよ。

―― 国に対する要望はありますでしょうか。

助成金をまず増やしてほしいですよね。そうしないと会社はどこも何もやらないですよ。

――「職親プロジェクト」というのは日本財団がやっていて，小澤社長も関与されているとのことですが，これは具体的にはどのような内容でしょうか。

その名の通り「職の親」になるという。要は出所者の親になってやれよという，簡単に言うとそういう制度なんです。日本財団がお金を出してくれてやってます。

―― 北洋建設が以前からやってきたことを広めていくようなイメージでしょうか。

そう。もともとうちがやっていたのを，たまたま飛行機の中で見て，それで，何だ，こんなのうちでやっているじゃないかといって，それで連絡を取ったのがきっかけです。

―― では，もともと北洋建設とは別にあった職親プロジェクトに，途中から知って協力をするようになったということでしょうか。

はい。大阪のお好み焼きの千房の社長さんと，こういうのがありましてと。

――「協力雇用主制度」とは別の制度なのでしょうか。

はい。協力雇用主制度は，要は国でやっていることなので。日本財団職親プロジェクトはまったく民間なので。昔，お金を出したのは日本財団だけ。国は出さなかったの。

国は全部，やっぱり後手後手なんですよね。民間がもう，先，先にいって。

―― 協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金」*1というのは，上限額も決まっていて，十分な金額ではないともお聞きしましたが。

基本，半年間月８万円で，48万円。

うちはこれまで１回しかもらったことがないですよね。いろいろな決まり事があって，要はいかに少なくしか出したくないと，満額出したくないんですよ，やっぱり。

―― 北洋建設のように理解のある事業主さんが世の中に増えればいいんですけど，そう簡単ではない中で，支援の広がりをつくるためには何が必要であるとお考えでしょうか。

いや，うちみたいな会社がいっぱい増えればいいんじゃないですか。ちゃんと物も買ってあげる会社がいっぱいできればいいと思いますよ。

―― 事業主にとって出所者を採用することのメリットはどのようなものでしょうか。

あんまりない。メリットが全然ないですね。

―― 当初は周囲から北洋建設は犯罪者を採用しているんだと反対があったみたいですね。

昔は犯罪者がいるんだよと言われたんだけど，今はもう普通にそうやってやっています。

―― 社会全体のイメージが変わらないと，ほかの会社も出所者を積極的には採用できないですよね。

採ってくれないんですよね，誰も。

――「あの人は刑務所帰りだ」みたいに社会の偏見があると，本人が立ち直ろうと思ってもなかなか難しくなってしまうと思うのですが，そこをはねのける工夫はありますでしょうか。

いや，こういう会社が増えればいいんですけど，言った通り，何って悪くないんですよ。そんなに悪はいないんですよ。だから普通に入れればいいんですよね。問題ないですよ。

―― 昨年（2020年）７月から，法務省の就労支援拠点「コレワーク」*2の北海道がスタートしたと聞きました。

コレワークの業務としては，今まで各刑務所が独自にやっていたのを，北海道，東北，関東とか，全国を８ブロックに分けて，そこを一括して管理しましょうということになった。

今までは刑務所ごとにお願いをしていた交通費の精算を，コレワークは８ブロックごとに一括でやってくれる。すごく楽になりました。

―― 弁護士，弁護士会に向けて何かメッセージはありますでしょうか。

刑事事件でうちを使ってください。うちが雇うので裁判所に陳述書を出します。お気軽にご連絡ください*3。

静岡では，検察が執行猶予の求刑をしたことがあります。

―― 本日はありがとうございました。さらなるご活躍を祈念しております。

＊１：協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金とは，保護観察の対象となった人などを雇用し，就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払われる奨励金。http://www.moj.go.jp/content/001146724.pdf

＊２：コレワーク（矯正就労支援情報センター）とは，前科があるという理由などから仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置された法務省の所轄する国の機関。http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html

＊３：北洋建設株式会社　北海道札幌市東区北20条東12丁目６番15号　電話：011-741-5555（代表）

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との意見交換会報告

司法改革総合センター 副委員長　奥　国範（54期）
同 事務局長　呰　真希（56期）

1　はじめに

2021年３月６日，当会の司法改革総合センター（以下「当会司法改革センター」という）は，大阪弁護士会司法改革検証・推進本部（以下「大阪司法改革本部」という）と意見交換会を実施した。

当会司法改革センターは，毎年３月に，大阪司法改革本部と司法制度に関する意見交換を実施している。大阪と東京とで，幹事を１年ごとに担当し，幹事会の弁護士会館で開催してきた。テーマを持ち寄り，報告や議論をし合うことを通じて，大阪司法改革本部との交流を深めてきた。

2020年度は，当会司法改革センターが「法曹人口の検証」を，大阪司法改革本部が「民事裁判IT化の国際的動向」をテーマとして取り上げた。昨年度の幹事会は大阪司法改革本部であり，会場も大阪の予定であったが，昨今の新型コロナウイルス感染症のため，完全オンラインによる開催となった。初めての試みであり，対面での議論とはかなり趣が異なったが，それでも充実した報告及び議論がなされた。

なお，当会司法改革センターと大阪司法改革本部との交流会の歴史は1999年３月からと長く，内閣に司法制度改革審議会が設置され（同年７月），いわゆる「司法制度改革」の議論をまさに開始しようとしていた頃まで遡る。司法制度改革が一段落した今でも，大阪司法改革本部との意見交換会は意義が大きく，毎回，新鮮な気づきや示唆がある。例えば，本年度に「東弁歴史研究会」（通称，REKIKEN）が発足したが，これは2015年度の意見交換会において弁護士自治をテーマに議論したことが端緒となっている。

2　テーマ１～「法曹人口の検証」

当会司法改革センターの提案によるテーマとして「法曹人口の検証」について意見交換を行った。

⑴　法曹人口検証本部の設置に至る経緯

政府が年間3000人の司法試験合格者を目指した法曹人口政策について，日弁連は「法曹人口政策に関する提言」（2012年３月15日）において「司法試験合格者をまず1500人にまで減員し，更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要，問題点の改善状況を検証しつつ対処していく」との提言を行った。近年，司法試験合格者数は1500人前後で推移し，1500人への減員が概ね達成されたことから，日弁連では，法曹人口検証本部を設置し，更なる減員の要否について，①業務量・求人量，②司法基盤整備の状況，③法曹の質という３つの観点から検討を行っている。

⑵　業務量・求人量

業務量の変化については，訴訟等の件数については横ばいだがLAC案件などは増加していること，任意交渉案件など数値化されていない業務の存在や新しい業務分野の開拓について指摘するとともに，市民の相談ニーズは依然高いなどの意見交換がなされた。求人量に関しても，新司法試験世代が採用側に回ったことなどにより売り手市場の就職環境になっていること，早期独立やブラック事務所の問題が課題であること，働き方等に対する弁護士の意識も変化していることなどが議論された。

⑶　司法基盤整備の状況

司法基盤については，利用者の目線で議論すべきとの意見があり，支部問題や弁護士過疎地域における法律事務所設置の意義，組織内弁護士の増加の状況などについて意見交換がなされた。

⑷　法曹の質

法曹の質に関して，日弁連の法曹人口検証本部では，法曹の質が下がったとする見解があることが紹介されたが，この見解に疑問を呈する意見が次々に述べられた。「質の低下を指摘する事例は個々のエピソードにとどまっている」，「仮に質が足りていないのであれば質の確保を課題とすべきであって法曹人口の問題として議論すべきではない」，「司法

試験という一時点で質を計るべきではない」などの意見が聞かれた。

⑸　小括

さまざまな意見が述べられ，予定された時間を超過した。日弁連の法曹人口検証本部の議論状況を注視しながら，今後も議論を継続する必要があることを確認し，テーマ１の意見交換を終えた。

3　テーマ２～「民事裁判IT化の国際的動向」

大阪司法改革本部の提案によるテーマとして「民事裁判IT化の国際的動向」について海外調査の報告を踏まえて意見交換を行った。

⑴　海外調査

大阪司法改革本部では，民事裁判IT化の国際動向を調査するために，2019年にポルトガル・スペインの現地調査，ニューヨーク・ワシントンDC・サンフランシスコの現地調査を行った。コロナ禍の直前の時期であり，現状では海外で現地調査を行うことはほぼ不可能であることから貴重な報告である。

⑵　システム

各国で様々なシステムが導入されていることが紹介された。その一例であるが，スペインの代表的なシステムとして，弁護士のための「LexNET」，裁判所のための「Mineruva」，裁判官が判決の作成等のために利用するシステム「exe」，本人訴訟の当事者のための事件管理システム「Porta Sinaturas」が稼働している。

⑶　オンライン申立ての状況

海外では民事裁判のIT化が進んでいるが，背景として日本に比べて社会全体のIT化が進んでいる。アメリカでは，大量のアスベスト訴訟が提起されたことから，必要に迫られてオンライン申立てが進んだ。

義務化に関しては，弁護士については原則義務化されている。ITに精通していない弁護士もいるのではないかとの質問には「そんな弁護士がいるのか」と笑われたとの話が印象的であった。他方で，本人訴訟については書面提出が原則である。システム利用のトレーニングを経ていない本人がオンラインの手続に参加すると混乱することや，ITを利用できない市民の裁判を受ける権利の確保という視点による。本人から紙で提出された書面を裁判所がシステムにアップロードして対応している。

⑷　ビデオ会議の活用

オンライン提出が進んでいる海外においても，弁護士が法廷に出廷するのは当たり前との意識に変化はなく，遠隔地で出頭が困難などの例外的な場合にビデオ会議を利用するにとどまっているとのことであった。また，ビデオ会議のシステムについては，Zoomなどの汎用型のシステムを利用しているようである。

⑸　コロナ禍での変化

大阪司法改革本部では，コロナ禍でどのような変化があったかを確認するために，2021年２月にカリフォルニア州弁護士協会の協力を得て，Zoom調査を行った。

コロナ禍によるロックダウン等のため，法律事務所への出勤や裁判所への出廷が著しく制限された中では，裁判を完全にストップさせてしまわないようにという観点から，ビデオ会議の利用が進んだようである。

⑹　小括

日本の民事裁判のIT化は，法改正を目指して急速に進展することが予想される。先行する国際動向を踏まえながら丁寧な議論をしていく必要があることを確認し，テーマ２の意見交換を終えた。

4　まとめ

初めての完全オンラインの意見交換であったが，４時間では足りない充実した意見交換となった。もっとも，完全オンラインであるためか，設定テーマから脱線的な議論の展開が見られなかったことが残念であった。余談・雑談の中に新しい視点のヒントが含まれることは多く，やはりリアルでの議論の魅力は捨てがたいと感じた。

四会憲法記念シンポ「改めて考える！『専守防衛』と憲法９条」報告

憲法問題対策センター 企画部会 部会長 伊井 和彦（37 期）

憲法記念日のある毎年５月に開催されている四会（東弁・一弁・二弁・日弁連）憲法記念行事シンポジウムが，今年も2021年５月22日，今年度は東弁が当番会となり，コロナ禍の中，昨年に引き続きZoomウェビナーを使っての完全Web配信スタイルで開催された。

今回の憲法シンポのテーマは，「改めて考える！『専守防衛』と憲法９条〜敵基地攻撃能力とスタンド・オフ防衛能力とは？」であり，これは昨年来俄かに政府・与党の中で「敵基地攻撃能力」保持論が言われるようになり，昨年12月には「新たなミサイル防衛システムの整備等（イージス・システム搭載艦２隻の整備等）及びスタンド・オフ防衛能力の強化（初の国産長射程ミサイルの開発等）」が閣議決定までされるに至った状況を踏まえ，そのようなことが恒久平和主義を掲げる日本国憲法前文及び９条の下で許されるのか，市民の皆さんと共に考えようという趣旨であった。

もっとも，今回のシンポでは，より広い層の人々にも関心を持ってもらうために，第１部で沖縄在住の人気芸人でユーチューバーの「せやろがいおじさん」を招き，憲法にかかわる時事問題を，当センターの津田二郎事務局長とのクロストークでラジオ番組風に語って貰う企画を行った。選択的夫婦別姓問題等について，軽妙かつ鋭い視点で面白おかしく問題提起がなされ，シンポ後のアンケート調査で視聴者にも大変好評であった。

続いて第２部のシンポでは，当センターの棚橋桂介副委員長がコーディネーターを務め，パネリストとして国際情勢に造詣の深い元内閣官房副長官補の柳澤協二さん，防衛ジャーナリストの半田滋さん，憲法学者の志田陽子さんを招き，それぞれの観点から「専守防衛」や「敵基地攻撃能力」の問題と憲法との関係について議論してもらった。いずれも短い紙面ではご紹介しきれないほど濃い内容であったが，全く主観的に要約すると，

- 志田陽子さんは，「『専守防衛』とは違憲・違法の推定という強力なゴムバンドが伸びきる限界を画する概念であり，切迫した理由がないのなら軍事力に頼らない原則に戻すべきで，攻撃することができないような価値ある国に日本がなることが重要」と述べられた。
- 柳澤協二さんは，「妥協なき米中対立の緊張関係や誇張された北朝鮮の脅威論への不安が『抑止力』論として敵基地攻撃能力という形で述べられてきているが，『抑止』とは反撃する意志と能力であり，相手が納得しなければ抑止は破綻する」と述べ，軍事力だけに頼る抑止力論への危険性を話された。
- 半田滋さんからは，「かつて政府答弁で自衛隊が保有できない兵器とされた，自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの，相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる攻撃的兵器，ICBMや長距離戦略爆撃機，攻撃型空母等が，すでに護衛艦『いずも』の空母化や長射程ミサイルの開発という形で進められている」という報告がなされた。

いずれのパネリストのお話も，パワーポイントを使った資料や貴重な写真等で説明された分かり易いもので，Web配信で視聴した市民の皆さんからも，アンケート結果によれば概ね好評であった。より広く，遠方の方でも参加できて一緒に憲法問題を考えることができるという意味では，今後の弁護士会の憲法シンポでも，ライブと共にこのようなWeb配信の併用も検討されるべきであろう。

pickup

もがれた翼パート27「エピローグから始まる物語」動画配信

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長
佐藤 香代（57期）

1 2021年は動画配信で，いつでも・どこでも「もがつば」

子どもたちと弁護士がつくるお芝居「もがれた翼」は，1994年の子どもの権利条約の採択を機に，毎年，公演を重ねてきました。

新型コロナウイルス感染拡大により，帰る場所のない子どもたちは，ますます厳しい生活を強いられています。感染拡大防止の観点から，舞台公演は断念しましたが，その分，動画配信をすることにしました。今まで「もがれた翼」に接したことのない人たちにもメッセージが届くことを祈っています。

2 「ケアリーバー」をご存知ですか?

ケアリーバーとは，児童養護施設や里親等の「社会的擁護」を経験した子ども・若者たちのことです。彼らの多くが，頼る親類がいないばかりか，虐待等の過酷な育ちの中で愛着障害や対人関係に困難を抱え，経済的基盤も脆弱です。そうした不安の中で，彼らは自立を目指します。

決してこれまでも十分とは言えなかった支援制度もなくなった生活の中で，精神的不調，貧困，予期せぬ妊娠など，ケアリーバーたちは，自分だけで解決するにはあまりに難しい課題を抱えることもあります。

本作では，かつて自立援助ホームに入居していた子どもたちのその後と，関係する大人たちの様子を通じて，彼らのために，どのような支援・関わりが求められるのか，ともに考えます。

●**配信期間**：2021年9月上旬～年内（予定）
●**配信方法**：YouTube

pickup

「東弁ONLINEカフェ」企画のご報告

副会長 中井 陽子（54期）

今年度は，矢吹会長の幅広く会員の声を直接に聞いて会務活動に生かしたいという方針のもと，理事者と会員の皆様とonlineで集まり，当会に対するご意見をお伺いする企画を「東弁ONLINEカフェ」と銘打って行いました。

第1回は70期～73期の会員7名，第2回も65期～69期の会員7名が参加されました。参加者からは勤務した事務所でハラスメントにあった，あるいはハラスメントにあった友人がいるなどの報告がありました。また，新入会員増加という観点から「研修の東弁」を知っていただくために修習生にもダイジェストで当会の研修内容を見られるようにできないか，というご提案がありました。第3回は60期～64期の会員11名が参加され，当会の財務状況のご質問に対しては矢吹会長から現状と今年度の取り組みについて説明しました。また，当会の魅力につき，多様な人材がいて，様々な分野の委員会があることを指摘される方もいました。第4回は55期～59期の会員6名が参加され，法曹人口の増大，当会の活動の規模，公益活動のあり方などについてご意見がありました。第5回は45期～50期の会員4名，第6回は40期～44期の会員3名が参加されました。これらの回では，若手とベテラン会員とのコミュニケーション不足の問題，図書館の有用性について広報不足との指摘や，入りたい委員会に入ることができない状況についての懸念がありました。紙面の関係上，ご意見の一部しか掲載できませんが，いただいたご意見を今後の会務に反映していく所存です。

東弁のほん—新刊のご案内—

『弁護士会照会制度［第6版］』出版のお知らせ

本年７月，書籍『弁護士会照会制度［第６版］』を出版しましたので，お知らせします。

これまで，東京弁護士会調査室編集の下，中央省庁，地方自治体，各種公的機関，金融機関，電話会社等への弁護士法23条の２に基づく弁護士会照会実務を解説する制度活用マニュアルとして版を重ねてまいりましたが，この度，弁護士会照会制度を取り巻く環境の変化に対応した最新版として出版しました。

各種書式もCD-ROMに収録する形で豊富に取り揃えており，定価は前版同様4,180円（本体3,800円＋税）となります。

弁護士会館地下１階にあります「弁護士会館ブックセンター」でもお買い求めいただけますので，是非この機会にお手に取ってご覧ください。

『弁護士会照会制度［第６版］』
（CD-ROM付）
東京弁護士会調査室 編

発行　商事法務
定価　4,180円
　　　（本体3,800円＋税）

理事者室から

副会長と業務と家事

副会長　椛嶋 裕之（42 期）

主な担当業務：非弁取締，非弁提携，市民窓口，紛議調停，多摩支部，民事司法改革，民訴，弁護士任官，LAC，住宅紛争，法廷，市民会議，日弁連理事会

自分が若手だったころ，東弁の副会長は，経済的な心配もなく，仕事はイソ弁がやってくれて，副会長職に100％集中できる人がやるのだろうと思っていた。

その頃だって果たしてそうだったのか，本当のところはよくわからないが，少なくとも今はそうでないことは確かだ。僕だけでなく，他の副会長も大なり小なり同様の苦労を抱えながらがんばっているように見受けられる。

公益活動と言えば聞こえはいいが，稼ぐのが得意ではなく，お金にならない活動にばかり時間を費やしてきたものだから，副会長になったからといって，すべての業務から手を引くわけにはいかない事情もある。もちろん新件の受任は任期がはじまるだいぶ前からストップしているし，動いていたいくつかの事件は，協力してくれる他事務所の弁護士数名にお願いしているのだが，イソ弁のいない僕の場合，自分でやらなくてはならないことも多い。対応が難しい相談は自分でするしかないし，ペイしそうにない事件を他の弁護士にお願いする場合，とても「お任せ」にすることなどできない。

そんな僕にとって，矢吹会長のイニシアティブで今年度から電子決裁システムが導入され，副会長の週1回のリモートワークが可能になったことはとてもありがたかった。実際には毎週リモートワークできるわけではないし，リモート「ワーク」だから，事務所からリモートで電子決裁したりメール対応したり職員と電話したりという時間はかなり多く，結局のところまとまった業務対応は土日にならざるを得ないのだが，それでも事務局がいる平日日中に事務所にいる時間が多少なりともとれることの意義は大きい。

それから，家事である。つれあいとは同業の共働きなものだから，朝食と週末の夕食の支度・後片付けは僕の役割で，掃除，洗濯など他の家事や育児も，二人で分担してやってきた。だから，副会長に立候補を決めたときに彼女に渡した「所信」の冒頭には，「家のことをできるだけ今までどおりにやる」と記載されている（「できるだけ」という留保が少々情けない）。出勤時間の関係から，朝食の後片付けや乾燥機から出した洗濯物の片付けなど，彼女にお願いすることも少なくないが，朝，早起きして，「できるだけ」今までどおりやれるよう心がけている（どう評価されているかは怖くて聞けない）。

副会長の職にありながら，生活の100％を副会長業務に全力投入できていないことについて，会員の皆様からはお叱りを受けるかもしれない。もちろん，東弁副会長職の責任の重さは自覚しているし，弁護士会と会員のことを真摯に考えて職務に取り組んでいるつもりではあるのだが，「もっと時間があればあれもできるしこれもできるのに」と思うことがあるのも確かだ。

けれども，どうしても人に振れない依頼者の対応にあたふたしたり，通勤電車のなかで，朝食のフライパンを洗う時間がなかったことを気に病んだりする，いまひとつぱっとしない弁護士の視点も，東弁の会務運営に際しては役に立つこともあるのではないか。多様性とか男女共同参画といった言葉が頭をかすめたが，そんなきれいな理念ではなく他に選択肢のない現実に過ぎない気もしているうちに，今日も慌ただしく時間が過ぎていくのである。

新型コロナウイルスのもとで *Part2* ～こんな工夫・取組みをしてきました（会務編）～

《vol.1》
オンライン裁判員体験企画

会員　沖　陽介（65期）

広報委員会の市民交流部会は，昨年からの新型コロナウイルス感染拡大を受け，2020年３月に予定していた約30名の市民メンバーとの裁判員体験企画を中止し，2020年５月からの新年度の市民メンバーとの企画を全て中止した。

安全確保を最優先に全ての企画を中止した判断は正しかったと思うが，これにより当部会の一年間の活動計画は白紙になった。普段から当部会の存在意義については疑問を投げかけられるようなこともあるだけに，全く活動しないのではいよいよお取り潰しの危機である。委員からもここが正念場であると声が上がる。部会長の私は気が気でない。

代わりの企画を検討した結果，Zoomを使用してオンラインの裁判員体験企画を実施することになった。例年の裁判員体験企画は，殺人未遂事件（フィクション）のビデオを視聴し，６名程度の班に分かれ，殺意の有無について議論するというものであるため，オンラインで実施することは十分に可能であると考えた。

参加者が集まるか心配だったが，2019年度の市民メンバーと2020年度の市民メンバーの応募者に案内を送り，有り難いことに15名から参加のお返事をいただいた。Zoomの機能を事前に確認し，万全の体制を整えていざ本番を迎えた。

DVDプレーヤーで再生したビデオは映像と音声がずれてしまい，また，班分けをするためのブレイクアウトルーム機能は設定ミスで使用できないというトラブルに見舞われたが，オンラインであっても参加メンバーは積極的に議論に参加してくださり，企画自体は大成功であった。

参加メンバー，当部会の委員及び当会の事務局の方々には，ご協力いただきましてありがとうございました。

今回の教訓は二つ。「Zoomを使用する企画は細部までリハーサルを」と「新型コロナウイルスによる危機をチャンスに」。

市民交流部会の様子

LIBRAの変化

令和3年6月22日開催 **東京地方裁判所委員会報告**

「調停制度について〜医療調停･知財調停･企業の私的整理に関する特定調停〜」

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 増田 径子（48期）

令和3年6月22日，第53回東京地方裁判所委員会が開催されました。

1 民事部裁判官より，以下のとおり，東京地裁で取り扱う民事調停について説明がありました。

家裁の家事調停で扱う親族間紛争以外の紛争は，簡裁の民事調停で扱いますが，当事者間合意があれば，東京地裁に調停申立てができます。

東京地裁では一般民事調停の他，専門調停（知財調停・医療調停・企業の私的整理に関する特定調停）を取り扱っています。いずれも当事者間の管轄合意が前提です。

知財調停は，著作権，特許権等知的財産権をめぐる紛争について，知財部の裁判官及び知財事件の経験豊富な弁護士・弁理士等により構成される調停委員会が，助言したり見解を示したりすることにより話し合いで解決を図る手続で，令和元年10月1日，運用が開始されました。第1回期日までに当事者は主張書面・証拠等を提出し，原則3回の期日，約半年内での迅速解決を目指します。第3回期日までに調停委員会が心証開示を行うことで，当事者は自主交渉に戻ったり，訴訟に移行する等柔軟に対応できます。非公開なので企業秘密に関わる場合も紛争の存在を第三者に知られることはありません。新受件数は令和元年10月1日〜令和2年9月30日の1年間で9件，令和2年10月1日〜令和3年3月31日の半年間で9件でした。

医療調停は，医療事故等医療に関する紛争について，医療部の裁判官と専門家調停委員（医師）が間に入り，話合いで解決を目指す手続です。責任を争わず，損害額が少額な事案に適しています。平成29年からの過去5年間の申立件数は年間2〜3件（令和3年は3月までで4件）でした。責任が激しく争われる事案は訴訟になり，弁護士会の医療ADRが整備されているため，申立件数が少ないのではないかと思われます。

企業の私的整理に関する特定調停は，債務弁済不能となるおそれのある債務者の経済的再生を図るため，事業再生を取り扱う専門部の裁判官と事業再生の経験豊富な弁護士・公認会計士等により構成される調停委員会が間に入り，債務者と相手方金融機関の間で，債務額を確定し，返済可能な弁済計画についての合意を目指します。令和2年4月1日から実施された新運用においては，原則，事業再生ADR等私的整理手続を経た企業が対象で，3期日での成立を目指し，予納金は低額化され，代表者個人も対象とすることが可能になりました。過去5年間の新受件数は平成29年から令和2年まで0件，令和3年は5月までで1件です。新運用後も件数が少ないのは，コロナ禍で，売上が激減して破産するか，逆に特別融資で当面の資金繰りがついたからではないかと思われます。

2 裁判官の説明後，質疑応答・意見交換が行われました。

地裁の特定調停は強力な紛争解決手段であり，新運用により迅速妥当な解決が期待できるのに利用が少ない理由と増やすための方策はとの質問に対し，ニーズはあるはずであるが周知されていないことが大きな理由であるから，調停利用に相応しい場合等を含め制度の周知を図りたいとの回答を得ました。

弁護士委員より，制度が新たに運用されても使われなければ意味がなく，利用を検討する弁護士への周知が必要であり，労働審判制度の導入時と同様に，地裁と弁護士会との協議の場を持ってほしいとの意見がありました。

次回は令和3年10月11日，テーマは「裁判員の選任手続について」です。

地方裁判所委員会，家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら，下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

人権擁護委員会連載

人権問題最前線

第2回　思想・良心が踏みにじられた心の傷──レッド・パージ事件が示すもの

人権擁護委員会委員　古本 晴英（50期）

レッド・パージとは

レッド・パージとは，占領後期の1949年から51年にかけて，GHQの督励・示唆のもとに，日本政府，企業が共産主義者および同調者とみなした者を「政府機構の破壊者」「生産阻害者・企業破壊者」「社会の危険分子」「アカ」等の名のもとに民間企業や官公庁等から約3万名の公務員・労働者・労働組合幹部・共産党幹部・在日朝鮮人団体幹部等を一斉に追放（罷免・解雇）した思想弾圧事件である。レッド・パージ研究の第一人者である北海道教育大学の明神勲名誉教授は，「『思想・良心の自由』にとって戦後最初の，そして最大の受難史であった」としている（同「戦後史の汚点　レッド・パージ」50頁（大月書店））。

レッド・パージと人権救済

当会は，電気通信省（当時）を免職された申立人に関して，2013年9月，国に対して名誉回復や補償を行うよう勧告しており，その後さらに，2019年12月に7名，2020年10月に2名について，同様に国に勧告している。

レッド・パージの被害申告を受け，国等に勧告や警告を行っているのは当会に留まらない。2008年10月に日弁連が国と民間企業2社に対して勧告したことを皮切りに，これまで全国の弁護士会が累計18回，113人について勧告等の措置を行っており，当会の勧告もこれらに歩調を併せるものである。

なぜ，令和の時代になっても，このような古い事実を弁護士会は取り上げるのか。これについては，次のように，2008年の日弁連勧告が端的に説明している。

「現在においても依然として職場における思想差別が克服されたわけではない。現在も形を変え類似の被害は繰り返されている。職場において思想・良心の自由，法の下の平等などが保障されるべきことは，過去の問題ではなく現代的な人権課題である」

時の経過は心の傷を癒さない

とはいえ，被害事実を特定して認定できない限り，勧告等の措置も行うことはできない。調査の過程では，レッド・パージの評価とともに，古い事実を確認して認定するのに難渋した。ある申立人については十分な資料がないため，取下げを打診したこともあった。ところが，申立人から頑なに取下げすることを拒まれた。

申立人らは，申立時に既に高齢で，中には90歳を超える方もいた。残念ながら勧告措置を待たずに亡くなった方もいる。取下げを拒まれたとき，彼らがどのような心境から，人生の最晩年期になって，弁護士会に申立てをしてきたのか，改めて思いをめぐらせ，安易に取下げ打診をしたことを悔やんだ。

申立書や申立人らの聞き取りにより，解雇・解職に至る事情に留まらず，その後歩んできた長い生活歴の一端も明らかになっている。多くの申立人は突然職を失って経済的に困窮し，解雇等の処分を争うことすら叶わないできた。中には，レッド・パージされた事実を，家族を含めて周囲に全く語っていないという人もいた。そのような申立人らが，何十年も経過したあとになって，どうしてもこの問題を解決したい，不当・違法な人権侵害事実を認定して欲しい，そう考えて申立てに及んでいるのである。思想・良心を踏みにじられた心の傷は，長い時の経過によっても，決して癒されることがないということを示している。

性の平等に関する委員会から

性的指向・性自認による差別の撤廃と「LGBT理解増進法案」について

性の平等に関する委員会委員　本多 広高（58期）

1　性的指向・性自認による差別の撤廃

世界人権宣言の1条は「すべての人間は，生れながらにして自由であり，かつ，尊厳と権利とについて平等である。」と確認しているが，このことは，各人の性的指向や性自認のあり方に関わらず妥当する。

人によって，「私は女性に惹きつけられます」「私が好きになるのはいつも男性です」「私は男性に恋することもあれば女性に恋することもあります」「私にとっては相手の性別より重要なことがあるんです」などの違いがあり，人の性的指向（Sexual Orientation）のあり方は多様である。性的指向は，自らも気がつかないこともあるし，人生において変動することがあっても，自らの意思で変更することは高度に困難である。現在，全国106・総人口の37.5％の自治体においてパートナーシップ制度（様々なものがあるが，民法上の効力は無いけれども自治体が同性である又は異性でない者の関係を公的に認める制度）が導入されており，実際にさまざまな性的指向の人がいることは具体的な実感をもって理解されてきているところである。

他方でまた，人によって，「私は女性です」「私は男性です」「私は女性でもあり男性でもある」「私は男性とも女性ともどちらにも分類されたくない」などの異なりがあり，人の性自認（Gender Identity。性同一性との訳もありうる）のありかたも多様である。人間の身体には，染色体や外性器・内性器において，男性的な特徴や女性的な特徴があるとされているが，その人の認識・経験する性別は，身体の特徴と一致するとは限らない。生まれたときには，医師が出生証明書に子の性別を女と書いたときでも，その子は（なぜかわからないが）「スカートなんかはいてられない」と思ったりすることがある。その子にとって，日々の生活において実感している性別は女性ではないのである。実は誰しもその人の内において性別を実感しているものである。自らの性別がどうなっているのか悩んだりする人は少なく無いが，各人が認識・経験する性別は，その人の意思で変更することは高度に困難である。*1

そして，現代の社会では，個人の性的な事柄は，多くの人にとりたいていの場面で，人格の核心に関わるものである。

したがって，個人の性的指向や性自認（SOGI）*2のあり方は尊重されるべきであり，それによって差別されるべきものではない。

性的指向や性自認のゆえに本人にはどうにもならない不利益を負わされることはあってはならないし，また，性的指向や性自認を差別事由として不当な差別が繰り返されてきたことは確かである。このことからすれば，性的指向や性自認を理由とする異別取り扱いは，やむにやまれぬ特別の事情が証明されない限り差別として禁止されるべきであろう。*3

国連の人権高等弁務官事務所は，性的指向や性自認による差別を禁止し取り組むために政府がなすべきこととして，「性的指向，性自認，又は性徴を理由とする差別を関連する包括的な法律と政策を定めることによって禁止し取り組む。差別なく同性のカップルとその子どもたちを法的に承認し，また，トランスジェンダーの人々が人権侵害的な要求無しの単純で

*1：関連法律として，性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律。もっとも，世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD-11 2019年採択2022年発効）は，精神病としての性同一性障害の概念を廃止して，性の健康に関連する状態（conditions related to sexual health）としての性別不合の概念を採用した。

*2：性的指向や性自認の英語表現Sexual Orientation and Gender Identityを略するとSOGIになる。

*3：当会の同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書2021年3月8日「性的指向が本人の意思によって左右できないものであり，かつ性的指向のゆえの差別が歴史的にあったことからすると，性的指向に基づく差別については厳格な審査基準によって審査すべきである」。同月17日平成31年（ワ）第267号札幌地裁判決，Karner v. Austria, 40016/98, Council of Europe: European Court of Human Rights, 24 July 2003。

行政的な手続きによってその人の性自認の法的な承認を得ることができるように保障する。基本的役務，教育，住宅，医療について差別なく利用しうることを保障する。LGBTI*4の人々を病気あるいは障害*5と位置付ける時代遅れの医療上の分類を改革する。公的役職者と一般公衆を対象とする訓練，教育，気付きの喚起活動を通して偏見と差別と闘う。LGBTIの人々にその権利に影響ある立法と政策に関して意見を聞く」ことを勧告している。*6

2　LGBT理解増進法案

性的指向や性自認による差別の撤廃に関しては，日本国の国会においても，2016年には，民進，共産，生活，社民より，「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が提出されており，2018年にも，立憲，国民，無会，共産，社民，自由から同名のほぼ同内容の法律案が提出されている。与党の自由民主党は，2016年，「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」を発表して，「性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を目的に，今後，議員立法の制定を目指す」などの方針を明らかにした。*7

この両者の間には大きな隔たりがあったが，2021年の常会第204回国会の期間中の5月14日には，超党派のLGBTに関する課題を考える議員連盟によって，「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」がとりまとめられた。この法律案は，性的指向・性自認の多様性の理解の増進に関する施策の推進に関して，基本理念，国及び地方自治体の役割，さらに基本計画の策定等について定めるものであったが，他方で，目的（第1条）において，「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識」を確認するものであった。

この後，各党において同法案の成立のための党内手続きが終了した。しかし，自民党においては党内における反対論も強く手続きは進まなかった。この間，同法案が不十分なものであることを指摘する意見がある一方で，その成立を望む声も多数あった。自民党本部前ではLGBT差別への謝罪と法案成立を求めての座り込みもあり，現地で550人，オンラインで3000人以上が参加したという。「LGBT法案の今国会提出を求める，弁護士・法学者緊急声明」には，弁護士法学者有志1286名が賛同した。当会の矢吹公敏会長も6月10日に「LGBT理解増進法案に関する会長声明」を発出した。しかしながら，法律案は提出されないままに，国会の会期は6月16日に終了した。

3　包括的差別禁止法

このような極めて控えめな法案すら成立しなかったことは非常に残念なことである。しかし，同時に，差別が許されない事由（人種，信条，性別，社会的身分，門地，性自認，性的指向，障がい，年齢など）において包括的であり，差別が許されない場面（学校・教育，雇用，医療，公的役務，民間事業，刑事手続・収容施設など）においても包括的なあるべき差別禁止立法への機会を得たと筆者は感じるものである。

＊4：Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersexの頭文字語。

＊5：原文は，disorderでありdisabilityではない。いずれの語も障害と訳されることがあるが，ここでのdisorderとは，精神疾患 mental disorderの意味であるのに対して，一般に，disabilityは，障がい者権利条約にいうdisabilityであり，全く異なるものである。

＊6：国連の人権高等弁務官事務所の国際人権法における性的指向，性自認，性徴に関する小冊子「Born Free and Equal」（2012年発行2019年改訂）7頁（翻訳は筆者による）。

＊7：LGBT法連合会「『性的指向および性自認等による差別の解消，ならびに差別を受けた者の支援のための法律』に対する私たちの考え方」2015年。

近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

第97回 知財高判令和2年12月16日（株式会社TOKYO BASE事件）

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/908/089908_hanrei.pdf

元従業員による転職勧誘行為について，不法行為が成立しないと判断された例

労働法制特別委員会委員　野田 広大（67期）

第1　事案概要

1　概要

本件は，控訴人が，元従業員であった被控訴人らに対して，控訴人の従業員を違法に引き抜いたとして，不法行為に基づいて損害賠償を請求するとともに，その際に，従業員の情報を不正に使用したとして，不正競争防止法に基づいて同情報の使用差し止めを求めた事案である。

2　当事者

控訴人（原告）Xは，従業員数160人規模の株式会社であり，本件で問題となるUT等，複数のアパレルブランドを展開している。

被控訴人（被告）Y1は，Xの人材開発チームのマネージャーであったが，退職後は，衣料品の輸入販売業を営む新会社（MS社）の採用担当となる。

被控訴人（被告）Y2は，Xの執行役員及びUTを含む複数ブランドの商品部部長を務めていたが退職し，MS社の取締役に就任した。

A及びBは，UTのそれぞれメンズとウィメンズを担当するデザイナーであり，Y2の直属の部下であった。いずれもX退職後，MS社に就職した。

3　勧誘や転職の経過

Y1は，新規事業を興すことを希望して，平成29年12月にXを退職し，新たに設立されたMS社に就職した。Y1は，Y2をMS社に転職するよう勧誘し，これに応じる意向を示したY2を介してA及びBにも転職の勧誘をした。なお，勧誘行為の有無自体についても争われているが，本稿では割愛する。

Y2，A及びB（以下，3名併せて「Y2ら」という）は，平成30年2月に，Y1と共に事業を行うとして，Xに対して退職の意向を示し，退職届を提出した。XはA及びBの慰留を図ったが，Y2らは，平成30年5月にXを退職し，その後MS社に就職した。

4　Xの売り上げや利益について

Xは平成30年4月に中期事業計画を下方修正し，UTに関する事業についての平成30年3月から8月までの営業利益は，当初計画を大きく下回るものであった。

一方で，前年と比べると同事業の売り上げは堅調であり，同事業の既存店の平成30年3月から5月の売り上げは，前年同時期と比べて102.1％，平成30年6月から8月については104.1％，平成30年9月から11月については108.2％といずれも微増した。また，同事業の平成30年3月から11月の売り上げは，前年同時期と比べて21％増加した。

5　Xの人員について

Y2らが退職届を提出した時点で，UTには，A及びBのほかに2名デザイナーがおり，また，Y2らの退職までにY2の後任者となるUTのマーチャンダイザー2名が補充された。さらに，Y2らの退職後まもなく，さらにデザイナーを補充した。

6　その他の事実関係

Y1及びY2は，X入社時に，人事情報を含むXの情報を，その許可なく使用しない旨の誓約書を提出した。

第2　争点

本件の争点は，⑴被控訴人らが控訴人従業員に対して違法な転職勧誘をしたか，⑵被控訴人らが控訴人の営業秘密を不正に使用したか，⑶損害の有無及び金額であるが，以下では，専ら争点⑴について述べる。

第3　争点に対する判断

⑴　勧誘行為の違法性判断の方法について

「職業選択の自由の保障の観点からすると，従業員が，その在職中に，同僚の従業員等に対して自らが転職する同業他社への転職の勧誘を行ったとしても，それをもって直ちに違法な引抜行為であるということはできず，当該行為が単なる転職の勧誘の範囲を超え，著しく背信的な方法で行われ，社会的相当性を逸脱した場合に不法行為を構成」し，社会的相当性

の判断にあたっては，「勧誘の方法・態様，引抜きをした従業員の地位や数，従業員の転職が会社に及ぼした影響（代替要員の確保の容易性，売上高や利益の減少の有無・程度等）等の事情を総合的に考慮すべきである」との考慮要素を示した。

⑵　勧誘の方法・態様

Xは，Y1とY2が，従業員名簿や評価書に記載された従業員の連絡先や給与水準等の情報を濫用して引き抜きを行ったとして，勧誘の方法・態様が社会的相当性を逸脱したものである旨主張をしたが，本判決は，従業員の規模が160名程度のXにおいて，Y1が会社の業績に貢献しているY2を有能な人材であると目することは容易であり，また，A及びBについては，直属の上司であるY2がその能力等を知悉しているとして，誓約書に反する秘密情報の使用の事実を認めなかった。

⑶　引き抜きによる影響

ア　人数や地位

Xの従業員数は160名でありUTブランドの店舗も16店舗に及ぶことから，3名の引き抜きは，本事業に関わる従業員の一部に過ぎず，また，A及びBは，管理職等の他のデザイナーによっては代替することができないような重要な地位を占めていたとまで認めるには足りない。

イ　代替要員について

Y2らは退職の3か月前にその意向を示しており，Xが人員を補充し得る相応の期間があった。実際にY2ら退職後もUTには，デザイナー2名，マーチャンダイザー2名が所属し，退職後2週間でさらにデザイナーを補充できたのであり，Y2ら退職による業務への影響は限定的である。

ウ　売上高や利益の減少の程度

第1の4のとおり，被控訴人Y2ら3名が退職することにより本件事業の売上高が顕著に減少したなどの事情は認められない。

⑷　結論

本判決は，以上の要素を考慮して，Y1及びY2の勧誘行為の違法性を認めなかった。

第4　本判決の意義

引き抜きに関する事案では，顧客の奪取や営業秘密の使用が同時に行われることが多いが，本件では，これらの行為が認められていない。本件は，引き抜き行為そのものが不法行為にあたるか否かについて，先述の一般論に沿って詳細に検討し，従業員の勧誘の違法性を否定した一事例として参照に値するものと思われる。

第5　損害額に関する検討

本件では，引き抜き行為の違法性が否定されており，損害額の判断は行われていないが，控訴人は，代替人員の採用費用及び引き抜きによって生じたとされる事業計画における営業利益の下方修正額の一部を損害として主張している。

この点に関して，引き抜きと同時に顧客の奪取がある事例において，当該顧客から生じる利益を基準に損害額を算定した例（東京学習協力会事件（東京地判平成2年4月17日判時1369号112頁），フレックスジャパン・アドバンテック事件（大阪地判平成14年9月11日労判840号62頁）），事業部門の大半が引き抜かれた事例において，当該部門が上げる利益を基準に損害額を算定した例（ラクソン等事件（東京地判平成3年2月25日判タ766号247頁）），従業員一人あたりの利益の額を算定し損害額の基準とした例（リアルゲート事件（東京地判平成19年4月27日労判940号25頁）），引き抜き禁止の合意に定められた違約金を認めた例（東京地判平成30年4月12日判例秘書L07331246）が見られる。

刑弁でGO! 第96回

トピック

「認め事件」の証拠意見

刑事弁護委員会委員　小林 英晃（69期）

公訴事実を争わない，いわゆる「認め事件」において，証拠意見をどのように考えているだろうか。否認事件であれば，積極的に不同意の意見を述べることも多いだろう。しかし，「認め事件」だからといって，書証を不同意にしてはいけないわけではないし，一回結審にしなければならないわけでもない。「認め事件」の証拠意見について，改めて少し考えてみたい。

1　被害者の供述調書

多くの事件で存在するのが，被害者の供述調書である。いわゆる「認め事件」においても，被害者と被告人とで事実認識に違いがあることは珍しくない。そんなとき，「認め事件だから」という理由だけで，被害者の供述調書に対する証拠意見を，「同意」（もしくは，「同意。但し信用性は争う」など）としてしまっていないだろうか。

しかし，証拠意見は，「認め事件かどうか」ではなく，「尋問をすべきかどうか」という観点から検討すべきである。公訴事実の記載というレベルの抽象度では争いはなくとも，例えば暴行に至る経緯とか，殴った回数とか，双方が発言した内容とか，具体的な事実関係については，大なり小なり認識の違いはあるものである。本人の意向や，判決への影響の程度などを踏まえて事案を検討した結果，尋問をした方が被告人にとって有利になると判断したら，「認め事件」でも被害者の供述調書を不同意とすべきである。

また，被害者の供述調書の記載内容に問題がなかったとしても，調書に記載のない被告人に有利な事実が尋問で獲得できる，という場合にも，被害者の尋問を行うことを検討してよいと考えられる。

裁判官や検察官が，認め事件であることや，被害者の出廷の負担などを理由に（一部）同意を求め，尋問をせずに済むように働きかけてくることも多いだろう。しかし，被告人の利益を踏まえて尋問をすべきと決断したら，それに応じる必要はない。

ここでは被害者の供述調書を例にとったが，被害者以外の供述調書についても基本的には同じである。重要なのは，「尋問すべきかどうか」という観点である。

2　実況見分調書や写真撮影報告書等

実況見分調書や写真撮影報告書のような捜査報告書についても考えてみたい。こうした証拠について，客観的なものだから，と安易に同意していないだろうか。こうした証拠について，関連性や必要性がなければ，不同意の意見を述べてよい。むしろ，こうした，一見「客観的」と思える証拠こそ，慎重に検討する必要がある。

写真でいえば，撮影する角度，撮影場所の明るさ，光の当たり方といった事情によって，写り方が変わることもある。例えば，被害者の傷害部位の写真を例にとっても，写り方によって怪我の度合いの印象が変わることもある。事件現場の実況見分調書などについても，実際は写真より明るいとか，添付された写真が実際の現場の状況をきちんと反映していない

こともある。

実況見分調書でいえば，どういった情報を記録するのか，もしくは記録しないのか，といった盛り込むべき情報の選別について，捜査機関の視点が入っている。被告人にとって重要な情報が抜け落ちてしまっている，ということもあり得る。事件現場の写真にしても，写っている場所と写っていない場所がある。実況見分調書に添付される写真もあれば，添付されない写真もある。通常，捜査機関は，実況見分調書に添付されているよりも多くの写真を撮っている。その多くの写真の中から，捜査機関が写真を選別して，証拠を作る。その選別には，当然，捜査機関の視点が入っている。

防犯カメラの映像の一部を写真に撮って添付した報告書なども，よく見かける証拠の一つだろう。しかし，静止画と動画では印象が違うことは少なくない。

このように，一見すると「客観的」とも思える証拠であっても，実際には必ずしも「客観的」とはいえないのであって，安易に同意すべきではない。写真について疑義がある場合には，例えば，報告書に添付されていない写真や，写真の原データ等の開示を求めて検討することも考えられる。防犯カメラ映像についても，静止画が添付された報告書は不同意や関連性なしとする意見を述べ，元の動画自体を取調べるよう求めることも有効である。

なお，やや余談になるが，我々は，得てして，捜査機関はきちんと書類を作っているはずだ，と無意識に考えてしまいがちである。しかし，こうした捜査機関の作る書類にも，意外と間違いはある。私自身が実際に経験しただけでも，「NTT」と記載すべきところ「NHK」と記載されているケースから，被害品の個数が実際は2個なのに「3個」と記載されているケース，当該報告書作成日より後の日付に押収された物品についての捜査報告書など，様々である。もちろん，単なる誤記にすぎない場合にまで不同意とする必要はないし，判決に影響を与えるような間違いはそう多くはないであろう。しかし，捜査機関の書類に誤りはない，という先入観は禁物である。

3　おわりに

「認め事件」だから「同意」して一回結審，という固定観念にとらわれる必要はない。「認め事件」でも，尋問をしてよいし，関連性や必要性のない証拠は不同意としてよい。被告人の意向や利益を踏まえて，尋問をすべき，と決断したら，「認め事件」でも不同意をためらう理由はどこにもない。

お知らせ

辞任届付弁護人選任届の運用を開始することとなりました！

2021（令和3）年10月4日以降，検察庁へ提出する被疑者援助制度を利用しての弁護人選任届につきまして，弁護人選任届と辞任届を1つの書面で記載した辞任届付弁護人選任届の運用を開始することとなりました。

当番弁護士名簿に登載されている会員の皆様におかれましては，当番での出動後，援助利用により受任される場合には，新書式をご利用ください（従前の書式ですと，手続がスムーズに行われない場合があります）。

▼詳細は以下の会員サイトにてご確認ください。書式データや利用の際のフローチャートを掲載しています。

https://www.toben.or.jp/members/iinkai/keijibengo/cat1062/post_195.html

会員ホーム ＞ 書式 ＞ 国選・当番・法律援助事業書式 ＞ 当番弁護士関係書式（本庁用）について

多摩の自然

会員 寺澤 春香（68期）

私は実務修習の約８か月間を立川（多摩）で過ごした。

修習時代は教官や指導担当をはじめ，先輩方，事務局の方々にもこれでもかというほど甘やかされ，かわいがってもらった。また，修習の仲間とは毎日楽しい日々を過ごした。

今でも仕事で立川の裁判所や検察庁に行くと，何とも言えない懐かしく温かい気持ちになる。

今回，私の修習時代について記事を書くことになり，記憶を振り返ると，一番鮮明に思い出すのは多摩の豊かな自然である。

ご存知の方も多いと思うが，多摩には，立川の昭和記念公園をはじめ，多くの山々もあり，都心に比べ自然に恵まれた土地である。

私が立川修習生であった2015年からすでに６年程経過している。

この６年間で立川の街は大きく発展を遂げ，その様子は変わってきた。

一番大きく変化したところは，立川駅の北口にグリーンスプリングスという大きな商業施設が建設されたことである。

このグリーンスプリングスが建っている広大な敷地は，私の修習時代には，草の生えた空き地であり，10匹ほどのヤギが放牧されていた。ヤギたちにはそれぞれ名前が付けられ，皆空き地の草をもくもくと食べて除草作業を頑張っていた。

この土地は，立川駅から立川の裁判所や検察庁へ歩いていく道の途中にあるため，私は毎日この道を歩く度，除草作業をひたむきに頑張っているヤギたちの様子に癒されていた。

弁護修習では，指導担当弁護士の後ろについて，いろいろな場所に行った。

中でもよく覚えているのは，都市計画に関する案件で，道路予定地の現地調査をしたことである。今思うと，私の指導担当弁護士は，現地調査によく出かけていた。弁護士はこんなに時間と労力をかけて調査をするものなのかと驚くとともに，現地調査をすることの大切さを実感した。

同時に，多摩の住宅街にこれほどまでに自然が多く残っているのかと，周りの景色に興味津々で，遠足気分で歩いたことをよく覚えている。

修習同期の指導担当弁護士が，私たち修習生を，多摩の陣馬山という山に山菜採りに連れて行ってくれたのも忘れ難い思い出である。

皆で山道をひたすら登り，山菜を採り，採りたての山菜を天ぷらなどにして食べた。

山には，初めて見る植物も多くあり，山菜は想像以上に美味しかったことをよく覚えている。

私はこのとき初めて「マムシ草」という草に実がなっている様子を見た。球体恐怖症の気がある私は，その見た目にショックを受けたことをよく覚えている。

今でも怖いもの見たさで「マムシ草」をグーグルで画像検索することがあるが，自然が作る造形の多様性には驚かされる。

こうして修習時代を振り返ると，記憶というものに一番刻まれているのは，五感の記憶であることに気付かされる。とりわけ，自然に関する五感の記憶は最も印象が強いものなのではないか。

少なくとも私の記憶には自然を五感で感じた記憶が最も残るらしい（昔，大学の授業で，海外文学には人物の容姿に関する記述が多いのに対し，日本文学では自然の情景に関する記述が多いということを聞いたことがある。もしかしたら日本においては，より自然を五感で感じやすいのかもしれない）。

冒頭に紹介した「グリーンスプリングス」は，立川の自然と賑わいを調和させることをコンセプトとしているということである。多摩地区には，多摩の地に残る豊かな自然や動植物をこれからも大切にしながら，元気に発展していって欲しい。

そして，こうして記憶を振り返るときに思い出す多摩の自然と，多摩の自然に触れ合う機会を与えてくれた方々に深く感謝する。

「コロナ世代」の挑戦

会員　菅原 悠亙

1　はじめに

2020年の12月に新人弁護士として新規登録をしてから早くも半年が経とうとしている。自身の思い描く弁護士像に少しでも近づこうと，新しい環境の中で日々奮闘する中で，将来あるべき弁護士としての姿をあらためて考えることが多くなった。新人弁護士ならではの葛藤がそうさせているのかもしれないが，原因はどうも他にあるようだ。それは，我々73期がコロナ禍で法曹デビューをした初の世代であるということにあろう。この前代未聞の時代に法曹界の門を叩いた者の一人として，これまでの振り返りを交えつつ，今後の抱負を述べていきたいと思う。

2　石の上にも三年

修習時代にたいへんお世話になった指導担当弁護士をはじめ，司法研修所の教官，そして配属部の裁判官から「石の上にも三年とはよくいったものである」という言葉をよく耳にした。当時は，ある程度業務を一人でこなせるようになるまでが三年，それまでは失敗や反省を繰り返しつつ，がむしゃらに突っ走るのが新人弁護士の使命である。ただ漠然とそう理解していたのだが，いざ実務に携わってみると，その言葉の重みをより一層痛感するようになった。

振り返ってみると，我々73期は二回試験こそ通常どおり行われたものの，集合修習は史上初のオンライン形式での実施となった他，実務修習の一部も隔日登庁や自宅学修となる等のイレギュラーを経験してきた。その流れは，実際に実務にでてからも同じく，ミーティングや打合せをオンラインで行う機会が多くなったこと，弁護士会の各種研修についても軒並オンラインでの実施となったこと，そして何より食事や飲み会等の対面でのコミュニケーションの機会が減少したことで，人との繋がりを築くことができにくい環境となった。

「石の上にも三年」というのは，ともすれば，現在のコロナ禍が落ち着いて再び元の世界に戻るまでが三年ということなのかもしれない。ただ，いずれにせよこのようなイレギュラーな環境の中で，自分は運が悪かったのだと字義どおりに我慢を続けるのではなく，むしろ何か一つどんな些細なことであってもいいから，このような時代だからこそできること・すべきことを考える。今では，この難解な問題に対処していくことこそが，我々新人弁護士に課された最大の試練であり，最も重要な使命であると考えるようになった。

3　コロナ世代として‥

本原稿の執筆は，修習時代にとてもよく面倒を見ていただいた修習幹事の先輩弁護士からお話をいただいたものであり，恥ずかしながら自身にとっては弁護士となってから初の執筆である。今も原稿を読み返しては，自身の拙い文章力を強く実感しているが，このような貴重な経験ができたことは新人弁護士としてたいへん光栄である。

数年後には，弁護士としての真価を問われる時が確実にやってくるであろう。その時までに自身の研鑽のみならず，今もオンライン修習を行っている74期以降の会員に「コロナ世代」ならではのあるべき姿を示しながら実践していく。そのような形でリレーのバトンを繋いでいくことができたなら，自然と自身の思い描く弁護士像にも少しだけ近づくことができるのではないか。

コロナ世代の挑戦は既に始まっているのだということを自覚しつつ，一歩ずつ着実に成長していく！

あらためて自分にそう言い聞かせた。

心に残る映画

『シン・エヴァンゲリオン劇場版:||』

2021年／日本／総監督 庵野秀明

涙

会員　福島 亮仁（72期）

本作品は1995年秋のテレビ放映版「新世紀エヴァンゲリオン」から始まった「エヴァ」シリーズの最新作である。シリーズは主に，全26話のテレビ放映版，第弐拾五話と最終話を映画化した旧劇場版，そしてこれらを「再構築」した新劇場版で構成される。

私は，この作品群の大ファンである。他にも好きなロボットアニメはあるが，「エヴァ」は特別である。本稿の執筆の話があった際，題材は，本作品以外には考えられなかった。

物語の舞台は，「セカンドインパクト」と呼ばれる大災害によって全人類の半数が死滅した世界。テレビ放映版は，主人公の碇シンジが，訳も分からぬまま「汎用人型決戦兵器人造人間エヴァンゲリオン」に乗って使徒と戦うことになる場面から始まる。そして，その後の戦いや，束の間の日常の中で，この14歳の主人公の内面は，葛藤とともに様々に移ろう。その様子は，全編を通じて生き生きと，かつグロテスクに描写されていく。一方で，物語の世界は，「人類補完計画」という計画のもと，謎の秘密結社「ゼーレ」のシナリオどおりに進んでいることが明かされるが，その具体的内容は直接にはほとんど語られない。最終話に近づくにつれ，主人公の精神世界と，その外側の世界，更には画面の外の現実世界とが混ざり合って描写され，視聴者は混乱に突き落とされる。そして，解釈の手がかりがほとんど与えられないまま終局を迎える。ぜひテレビ放映版と旧劇場版の両方を確かめて頂きたい。

新劇場版も，テレビ放映版と同じく，主人公の碇シンジが理由も分からぬままエヴァに乗って使徒と戦うところから始まる。舞台もこれまでと同じ「第3新東京市」と呼ばれる無機質な都市。ただ，物語の設定には，いくつかテレビ放映版と違う点がある。そして，線路の分岐器が切り替わり，列車が別の軌道を進んでいくように，物語は次第に，テレビ放映版とは大きく異なった方向に展開していく。

新劇場版の最終作である本作品では，テレビ放映版以来のストーリーが完結する。本作品において明かされた謎もあったが，やはり全ては語られず，更に積み増された謎もある。私は映画館で2回見たが，それだけでは全体の半分も理解できなかった。

ただ，「第3村」と呼ばれる集落でのシーンはとても印象的だった。世界が異常な状況にある中で，それと対照的に描写される日常の様子は，「エヴァ」の醍醐味の一つ。第3村で生きる人々の表情は，今までになく丁寧に描かれていた。それは90年代以降に日本が経験した大災害の記憶と重なり，その中で逞しく暮らす人々の尊さに，私は思わず涙してしまった。大きな困難の中でも，人々が互いに補い合い，暮らしを続けていく。その姿に心を動かされた。主人公が望んだこの「相補性のある世界」をめぐっては，本作品の最終盤でも，登場人物の間で極めて印象的なやりとりがされる。そこには，「エヴァ」が完結した後の現実を，私たちが精いっぱい生きられるようにとの意図が込められているような気がした。

「エヴァ」は，現代を何とか暮らしていくための力を，全ての人に与えてくれる作品である。読者には，本作品だけでなく，シリーズ全作品の鑑賞を勧めたい。

コーヒーブレイク

満天の星空と楽しめハラスメントと

会員　三宅 恵美子（73 期）

幼少よりずっと，満天の星空の下で過ごしてきた。といっても，僕の生まれは長野県阿智村などではなく，つらくはないぜの東京砂漠。目を凝らせば辛うじてオリオン座が見える程度。なので，星空というのは，あくまで僕の頭ン中の話。以下，お星様野郎の星物語に暫しお付き合いいただければ嬉しく思う。

“つらい悲しい腹立たしい悔しい嫌い”といった負の感情がない。

本当に一切ないのかと自問自答してみた。うーん，確かに，雨の日にミミズを見つけたら「ギャース！」と飛び上がるほど嫌だし，極度の潔癖症なので公衆便所を利用するのは耐え難くつらい。けれど，雨の日は努めて下を見ないようにして歩くし，僕の脳内には「23区きれいトイレマップ」がインストールされているので，そもそも公衆便所には行かない。何より，浮かぶ例はいずれも一過性の負に過ぎず，ならばやはり「一切ない」と断言してよいのではという結論に落ち着いた。

逆に“好き楽しい嬉しい”は日常溢れ狂っている。好きな人が何千人といて好きなものが何千とある。それらきらきら星1つ1つが大切で，この上なく好きで，思い出しては涙が滲む。まさに満天の星空。

それでも稀に「これは，理不尽ってやつではww」と，草は生えつつもモヤぁぁんとし，スチールウールのような汚げな星が一瞬脳の片隅に形成されることもある。そんなときも，無数の星たちの放つ言葉の光や存在それ自体があまりに眩しくて，その汚げな星は陰に隠れ，何なら味わい深くさえ見えてくる。

身体的問題であれば，いくら自分が気を付けていても病気になるときはなる。ナチュラルキラー細胞の部隊だって「力及ばず，かたじけない！」と，目をバッテンにして倒れてしまうこともあろう。だが，専ら精神の問題なら，汚げな星を憂うるも，お星様眩しいなぁと阿呆みたいに喜ぶのも，全ては自分次第。

通勤電車の中，僕のイヤホンからは『蒲田行進曲』が流れる。ついついマーチングのポーズをしてしまい，その手が横の紳士に当たりそうになって，オット失礼，と頭を掻く。愉快な1日の幕開けだ。

コイツ何言っちゃってるんだ，世の中そんな甘くない，と愚かしく思われようか。せめてもの説得力補填に，五木寛之氏の言葉を引用させてほしい。近著『迷いながら生きていく』の中で彼は，喫茶店でひとりでお茶を飲む行為一つとっても，退屈だと感じる人，面白かったと感じる人それぞれ。この差は「感情の触覚をいかに動かしたか」にある，と述している。喫茶店で1人プリンを嗜むとき，まさに僕はその場に崩れ落ちそうに幸せだ。ちなみに，彼の作品で最も好きなのは，同著でも『大河の一滴』でもなく『愛の水中花』。道中気づけば口ずさんでいる。

とはいえ，どうしたってつらいもんはつらい！という価値観の人もいることは承知している。この職に就いた以上，その点は特に留意せねばならない。

いつだったか，友人が僕の思考をこう描写した。「楽しめハラスメントだね笑」と。いやがらせという意味の言葉だけれど，パワやセクと違って，そんなハラスメントなら，たまにお見舞いしても許しておくれ。うざがられつつも，その人の空が少しでもピカッと光ればこれ以上嬉しいことはないし，それによって僕の星空もまた煌々と輝きを増すのだから。

まぼろし博覧会館長のセーラちゃん　大切な星の1つ

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策の速やかな実現を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（以下「民法改正法」という。）の施行日である令和4年4月1日まで，あと10ヶ月となった。

一般に社会経験，知識，判断力に乏しい若者はマルチ商法やキャッチセールスなどの悪質商法の被害に遭いやすいが，未成年者については民法の未成年者取消権により保護されてきた。しかし，民法改正法施行により18歳・19歳の若者は未成年者取消権を失うこととなり，これらの若者が悪質商法のターゲットとなることで，消費者被害が拡大することが強く懸念される。

法制審議会も，平成21年10月の「民法の成年年齢引き下げについての意見」（以下「法制審議会意見」という。）においては，成年年齢の18歳への引下げを適当としながらも，①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれの解決に資する施策が実現されること，②施策の効果が十分に発揮されること，③施策の効果が国民の意識として現れたことを法整備の条件としていた。これらの条件がほとんど達成されていないまま，平成30年の通常国会に民法改正法案が提出され，同年6月に同法は成立したが，国会審議の中で成年年齢の引下げの問題点が明らかとなった。

このような成立の経緯から，参議院法務委員会は全会一致で，①早急にいわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を創設することなど若年者の消費者被害を防止し，救済を図るための必要な法整備を行うことにつき検討を行い，法成立後2年以内に必要な措置を講ずること，②マルチ商法等の被害の実態に即した対策について検討し，必要な措置を講ずること，③消費者教育の充実，④成年年齢引下げについての周知徹底，などを内容とする附帯決議を行った。この附帯決議は，法制審議会意見が掲げた条件を法施行までに必ず実現すべき課題として明記したものであり，しかも法成立後施行まで3年10ヶ月もの期間が設けられた。

ところが，法成立後約3年を経過し，施行まで約10か月となった現在に至っても，附帯決議の内容は実現されていない状況にある。つけ込み型不当勧誘取消権の創設については，必要な措置を講じるべきとされた法成立後2年以内という期限を既に大きく徒過したにもかかわらず，創設のための措置が講じられる目処も立っていない。消費者教育については，成年年齢引下げに伴う消費者被害を未然に防止しうる実践的な消費者教育を開始しておくべきであったところ，現状ではそのような段階には至っていない。さらに，成年年齢引下げ自体は周知されていても，未成年者取消権を18歳で失うことの意味やリスクなどの周知徹底は未だ十分とはいえない。

以上の実情からすれば，附帯決議で示された消費者被害防止のための施策は未だ全く整備されておらず，これから直ちに必要な措置に着手しなければ，施行日までにかかる施策を実現するのは困難である。

よって，当会は，上記状況を踏まえ，国に対し，上記附帯決議に示された施策全ての速やかな実現を求めるとともに，仮に施策が実現されないときは，未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げる部分について施行日を延期することを求める。

2021（令和3）年6月15日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

夫婦が希望すれば双方とも婚姻前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度については，1996年に法制審議会で答申が出されて以来導入が検討されてきたが，実現に至らないまま，実に25年間が経過した。

当会はこれまでも，婚姻に際して夫婦が同姓となることを強制する民法第750条について，人権侵害ないし不合理な差別であることを指摘し，速やかに改正を求める意見を表明してきた。

氏名は個人として尊重される基礎であり，人格の象徴として人格権の一内容を構成するものである（1988年2月16日最高裁判決）。婚姻によって夫婦の同姓を強制する民法第750条は，自己の意に反して改姓を余儀なくされる者に対する人格権の侵害であり，憲法第13条違反にあたる。

また，民法第750条が例外なく夫婦は同姓にしなければならないとしている結果，互いに旧姓を維持したいという信条を持つ夫婦は法的に婚姻することができず，相続・税控除・共同親権などの法律婚の効果を享受できない。この点において，民法第750条は信条による差別として憲法第14条違反の問題も生じる。

わが国においては，婚姻にあたり実に95.5％の夫婦において女性が姓を変えており（2019年厚生労働省人口動態調査），看過し難い不平等が生じているというほかはない。改姓により生じる職業上及び生活上の不利益のほとんどを女性が被っている実態は，女性活躍の推進にも明らかに逆行している。

この点，民法第750条の改正でなく旧姓を通称使用できる範囲を拡大すべきとの意見がある。最高裁も，2015年12月16日判決において，多数意見で「旧姓の通称使用が広がることで一定程度は緩和される」として，同姓強制を定める民法第750条の違憲性を認めなかった。

しかしながら，このような意見は旧姓の通称使用をすることによる不利益に対する想像力を欠くものであり，旧姓の通称使用は問題の解決にはならない。改めるべきは，民法第750条が個人の人格権と平等権を侵害している事実及びその背景にある家制度の名残ともいうべき価値観そのものであり，この点を温存したままの対症療法的な通称使用での決着は弥縫策に他ならない。

もっとも，前記最高裁判決は，民法第750条を合憲としたものの，多数意見において選択的夫婦別姓制度を採用するか否かを含め「国会で論ぜられ，判断されるべき事項にほかならない」として，国会に議論を促進するよう求めていた。

同判決後の各種世論調査においては，選択的夫婦別姓導入に賛成する割合が，反対の割合を上回っている（2017年内閣府「家族の法制に関する世論調査」）。特に，女性の20代～30代で見ると，20代は賛成50.2％，反対19.8％，30代は賛成52.5％，反対13.6％となっており，選択的夫婦別姓制度導入を支持する世論は高まっている。地方議会においても，前記最高裁判決以前に比して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が多数採択されている。

2020年12月，事実婚の夫婦が夫婦別姓で提出した婚姻届の不受理処分に対する不服申立が最高裁大法廷に回付された。複数の地方裁判所で提起された事実婚の夫婦を原告とする国家賠償請求事件も最高裁小法廷に係属している。また，遅きに失した感はあるものの，現在，与党内でもワーキンググループによる検討が始まっている。

以上の諸状況を踏まえ，当会は，選択的夫婦別姓制度を直ちに導入すべく，民法第750条の改正を改めて強く求めるものである。

2021（令和3）年6月17日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

改めて，少年事件の実名等の報道に強く抗議し，少年法第61条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社は，「週刊新潮」2021年6月16日号において，立川市で２名の男女を殺傷したとして殺人や殺人未遂等の罪に問われている事件について，犯行時少年である被疑者の実名及び顔写真を掲載した（以下，本掲載記事という。）。

本掲載記事は，少年のとき犯した罪について氏名，年齢，職業，住所，容ぼう等，本人と推知することができるような記事または写真の掲載（いわゆる推知報道）を禁止した少年法第61条に違反し，許されない。

少年法は，第１条で少年の「健全な育成」，少年の成長発達権の保障の理念を掲げている。推知報道がされると，少年の成長発達権やプライバシー権を侵害し，ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれが強いことから，同法第61条は，少年の推知報道を，事件の区別なく一律に禁止している。

本掲載記事は，逮捕から間もなく，処分そのものが課せられるのか，いかなる処分が課せられるのか全く不透明である段階で，実名及び顔写真という，容易に個人を特定しうる情報を掲載しており，当該少年のプライバシーを侵害するものである。少年の氏名や容ぼうが報道されれば，インターネット上に少年の情報が半永久的に残り，少年は就労や日常生活において著しい不利益を受け，更生が阻害されることは明らかである。

令和４年４月１日に「少年法等の一部を改正する法律」（以下，「改正」少年法という。）が施行され，18歳・19歳の少年（特定少年）は少年法第61条の推知報道禁止の対象から一部除外される。しかし，除外されるのは公訴を提起（起訴）された場合に限られており，本掲載記事のような起訴される前の段階での推知報道は，「改正」少年法の下であっても，少年法第61条に違反する。「改正」少年法の下でも，推知報道は，起訴後の特定少年であっても無制限に認められてはならないことは，同改正に際しての衆参法務委員会附帯決議も指摘するところであるが，ましてや，本件掲載記事のような起訴前の特定少年の推知報道が違法であることは明白であり，断じて許されない。

株式会社新潮社は，1997年，2005年，2006年，2013年，2015年及び2017年にも少年事件に関する記事の中で実名及び顔写真を掲載し，当会や日本弁護士連合会はそのたびに抗議声明を出し，少年法第61条の遵守を求めた。それにもかかわらず，少年法改正直後に，施行後であっても違法となることが明白な推知報道に及んだことは極めて遺憾である。

当会は，株式会社新潮社に対し，同社の行為が少年法に反し，少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害するものとして強く抗議するとともに，今後，同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを強く求める。

また，すべての出版・報道機関に対して，少年法を遵守し，少年及び関係者の人権の保障に留意して報道を行うことを要望する。

2021（令和3）年6月21日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

「重要土地等調査規制法」強行可決に抗議し，同法の廃止を求める会長声明

本年６月16日未明，「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「本法」という。）が参議院本会議で可決され，成立した。

本法は，内閣総理大臣が安全保障上重要とみなす米軍・自衛隊基地，海上保安庁施設，原発等の「重要施設」の周囲約１キロと国境離島を「注視区域」に指定し，区域内にある土地・建物（以下「土地等」という。）の所有者や使用者ら（以下「土地等利用者」という。）を調査することを定めるとともに，「注視区域」のうち特に重要とみなすものを「特別注視区域」に指定し，土地等の利用に関し調査や規制ができるものとして，中止命令違反，届出義務違反，報告義務違反にはそれぞれ罰則を科すものである。

しかし，本法は，次のとおり重大な問題を孕んでいる。

① 本法は，規制対象となる「注視区域」及び「特別注視区域」の指定基準，「重要施設」の指定基準，「重要施設」及び国境離島等の「機能を阻害する行為」とその「明らかなおそれ」の判断基準を何ら明確にせず，これらの一部については政令に委任し，政府の裁量で決められるものとする。
このような法律では，国民の権利自由が不当に制約されるおそれがあり，三権分立の下，政府の権限を適正な範囲に限定する立法を行うべき立法府が，その使命を放棄したものといわざるを得ない。

② 本法は，内閣総理大臣の権限として，地方公共団体の長等に対して注視区域内の土地等利用者に関する情報の提供を求め，また，注視区域内の土地等利用者に対して当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとしており，後者には違反者に対する刑罰の制裁も科せられている。不明確な要件のもとで，地方公共団体の長による調査・報告等がなされ，土地等利用者に報告義務や資料提供義務を課すことは，土地等利用者の思想・良心の自由（憲法第19条），表現の自由（憲法第21条），プライバシー権（憲法第13条）を侵害するおそれがあり，また，刑罰法規の明確性を欠く点において罪刑法定主義（憲法第31条）に反する疑いが強い。

③ 本法は，内閣総理大臣の権限として，注視区域内の土地等利用者が自らの土地等を重要施設等の「機能を阻害する行為」に供し又は供するおそれがあると認めるときに，刑罰の制裁の下，勧告及び命令により，当該土地等の利用を制限することができるものとしている。このような制限は，要件の不明確さから，注視区域内の土地等利用者の財産権（憲法第29条）を侵害するおそれがある。さらに，ここでも，②と同様，罪刑法定主義違反の疑いがある。

④ 以上のような規制の結果，例えば自衛隊や米軍の施設の周辺において，施設の拡充や施設利用の在り方について，注視区域内の土地等利用者が異議を表明したり抗議活動をしたりすることに対し，本法の不明確な要件のもとで利用制限や規制，刑罰を科せられることになりかねない。これは，注視区域内の土地等利用者の思想・良心の自由や表現の自由を大きく制約し，ひいては民主主義の基盤をも危うくするものである。

また，本法の成立過程で，十分な議論が尽くされたかについても強い疑念がある。

本法が審議された参議院内閣委員会では，６月14日，参考人として意見を述べた３人ともが法文の不明確性を指摘し，与党推薦の参考人も十分な議論を求めたが，ほどなく採決された。審議時間に関しても，衆参あわせて二十数時間という短時間の審議にとどまった。かかる状況では，十分な審議が尽くされたとは言い難い。

このように，本法は内容面でも手続面でも看過しがたい問題があることから，当会は，本法の強行可決に強く抗議し，本法の速やかな廃止を求めるとともに，恣意的な運用を阻止するために引き続き活動する決意である。

2021（令和3）年6月24日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

当会会員逮捕に関する会長談話

一昨日，当会所属の永井博也会員が，業務上横領の容疑で逮捕されたとの報道がありました。逮捕容疑が事実であるとすれば，弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり，極めて厳粛に受け止めております。当会としては本件について事実確認のうえ厳正に対処する所存です。

2021（令和3）年6月28日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

最低賃金額の引き上げと中小企業の支援策を求める会長声明

現在，東京都の最低賃金額は1013円である。この金額は新型コロナウイルスの世界的大流行があった昨年も据え置かれ，2019年から２年間続いている。この賃金で，１日８時間，１ヶ月21日稼動すると，月収は17万0184円，年収は約204万円となる。

総務省統計局2020年の家計調査（年調査）によれば，大都市・単身世帯の消費支出（月額）は16万0912円であり，この消費支出の実態に鑑みれば，単身世帯はもとより，１人親家庭等の被扶養者を抱える世帯においては，経済的な余裕は認められず，就労等に不安が生じれば，直ちに生活困窮に陥りかねない。

他方，中央最低賃金審議会が設置した「目安制度の在り方に関する全員協議会」が2021年５月26日に提出した資料によると，イギリス，フランス，ドイツ，韓国では，コロナ禍においても，労働者の生活を支えるために最低賃金の引き上げが行われている。

我が国においても，コロナ禍による経済活動の停滞状況がますます深刻になっているときだからこそ，正規・非正規の区別なく，労働者が安定した収入を得て，健康で文化的で，幸福な生活を実現できるよう，同様の施策がなされるべきである。具体的には，７月の中央最低賃金審議会の答申を受けての地方最低賃金審議会の決定において，最低賃金額を大幅に引き上げるべきである。

なお，最低賃金の引き上げが経営体力に乏しい中小企業の存続に悪影響を及ぼすおそれもある。コロナ禍により失業率や廃業率が高くなっていると指摘される飲食業や宿泊業は非正規労働者の割合が高く，かかる悪影響により雇用が失われるおそれがある。このような事態を避けるため，例えば経営の厳しい中小企業に対する社会保険料の事業者負担の減免などを検討し，同時に，企業の生産性向上のための実効的な諸施策も講じるべきである。

2021（令和3）年6月30日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

最高裁判所大法廷決定を受けて，改めて選択的夫婦別姓（別氏）制度の導入を求める会長声明

本年６月23日，最高裁判所大法廷は，夫婦同氏を強制する民法第750条は憲法第24条に違反するものではないとした2015年の最高裁大法廷判決を引用した上で，同判決の判断を変更すべきものとは認められないとした。

今回の最高裁決定が，現在の制度が憲法第24条に反するかの実質的な判断を放棄し，制度の変更を立法府の裁量に委ねたことは極めて遺憾であるが，違憲判断を下した三浦，宮崎，宇賀，草野４名の裁判官の意見及び反対意見には，以下のとおり，選択的夫婦別氏制度導入に向けての有益な意見が読み取れる。

① 「生来の氏名に関する人格的利益」は憲法上保障されるべき個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく権利であり，アイデンティティの喪失はその人格的利益を失わせるものである。憲法第24条第１項の婚姻は，国家が提供するサービスではなく，両当事者の終生的共同生活を目的とする結合として社会で自生的に成立し一定の方式を伴って社会的に認められた人間の営みである。夫婦同氏を婚姻成立の要件とし，二人のうち一人が重要な人格的利益を放棄することを強いる現在の婚姻制度は，憲法上正当化することはできない。

② 現在の夫婦同氏制は，我が国が締結し，国会で批准され公布されている女子差別撤廃条約に反するものである。我が国は同条約に基づく女子差別撤廃委員会から条約上の措置をとる義務を履行するように３度の正式勧告を受けており，同条約の加盟国で夫婦同氏を義務付ける制度を採っている国は我が国のほかには見当たらない。

③ 男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することは，社会の緊要な課題であり，社会の制度や慣行を男女に中立的なものとすることが求められる（男女共同参画社会基本法前文，第４条参照）。

④ 夫婦同氏制の「定着」とは，それぞれの時代に，少なくない個人の痛みの上に成り立ってきたものであることに思いを致すべきである。

また，合憲の意見を述べた３名の裁判官も，補足意見の中で，長期間使用してきた氏を婚姻の際に改める者の中にはアイデンティティの喪失感を抱く者や社会生活上の不利益を被る者がいるという指摘があることを述べ，一般論として合理性に関わる事情の変化いかんによっては立法裁量の範囲を超えて憲法第24条に違反すると評価されることもあり得るものと述べている。

今回の最高裁決定では，このように７名の最高裁裁判官から厳しい意見が述べられていると理解すべきであり，これ以上の放置は許されない。国民の代表である議員で構成される国会がこれらを真摯に理解し，現在の夫婦同氏制を変えていく立法行動を採ることを東京弁護士会として強く促し，引き続き選択的夫婦別氏制度導入の実現に向けた不断の努力をする所存である。

2021（令和3）年7月5日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

東京弁護士会141年の歴史を振り返り，改めて弁護士会の使命を自覚する会長談話

東京弁護士会は明治13年（1880年）7月31日に東京代言人組合が設立されたことに組織としての端を発し，同年から数えると今年で141年目を迎えることになります。その後明治25年に旧弁護士法が成立し，翌26年5月27日に会員407名を擁して東京弁護士会が設立しました。

代言人組合設立時から，検事正の監督を受けつつも独立した弁護士会運営を模索していることが窺えますが，その後，日清日露戦争，2つの世界大戦，そして敗戦を経験し，戦後，我が国は，国民主権，平和主義，基本的人権の尊重を謳う日本国憲法を制定しました。また，この新憲法の下で新しい弁護士法が制定され，その第1条において「基本的人権の擁護と社会正義の実現」が弁護士の使命と明記されると同時に，そのための弁護士の自治が認められ，今日を迎えています。

時代は変わっても弁護士や弁護士会に本質的に求められているのは，市民一人一人の自由，人権を護ることです。私たち東京弁護士会は，140年を超える会の歴史に思いを致し，弁護士の使命である市民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のために更に努力していきたいと考えております。

2021年7月30日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

76 回目のヒロシマ・ナガサキ平和祈念の日を迎えるにあたっての会長談話

76回目のヒロシマ・ナガサキ平和祈念の日を迎えるにあたって，当会は，ここに改めて犠牲者を悼み，核兵器廃絶に向けた取組を続けていくことを誓います。

戦争は，人命だけでなくあらゆる価値を破壊するものであり，その被害は物理的なものに限らず，人の心身に深い傷跡を残します。とりわけ核兵器は，その甚大で非人道的な破壊力を有する点において，平和の対極にあるものと言うべきです。

1945年8月6日に広島に，8月9日に長崎に原爆を投下された我が国は，戦争における唯一の被爆国として憲法に平和の尊さをうたい，核兵器廃絶を目指してきました。

2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約は，核兵器の開発，実験，製造，備蓄，移譲，使用，威嚇としての使用の全てを禁じており，単なる宣言にとどまらず，締約国がその義務を負うものである点で，徹底して核兵器の廃絶を目指すものです。そして，2020年10月に50か国目のホンジュラス共和国の批准により条約発効要件を充たし，その後90日が経過した本年1月，ついにこの条約が発効しました。

しかしながらこの条約に，我が国は未だ署名していません。この背景にある核の傘・核抑止力論が，果たして核兵器の削減や戦争抑止に続く道であるのか，核兵器という圧倒的な力による支配体制を肯定するものでしかないのか，我々は常に考えなければならないでしょう。

当会は，憲法前文の平和的生存権，憲法9条の戦争放棄，戦力不保持の理念に基づいて，平和を愛し核兵器廃絶を目指す世界の市民と連帯するとともに，核兵器禁止条約への署名に向けた真摯な検討を行い，我が国が戦争における唯一の被爆国として，核廃絶へのリーダーシップを発揮することを望むものです。

2021（令和3）年8月6日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏

8 月 15 日を迎えるにあたっての会長談話

今年も8月15日が巡ってきました。第二次世界大戦において我が国が連合国に対する全面降伏を内容とするポツダム宣言を受諾し，これを宣明した「玉音放送」が流されたこの日は，「終戦の日」として国民の中に長く定着しています。

私たちは，1945年以降の「戦後」を新たな「戦前」としないよう，日本国憲法の平和主義の理念をいつまでも継続し，次の世代へ引き渡さなければなりません。

私たち弁護士は，「基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし」ており（弁護士法第1条），基本的人権の擁護と社会正義の実現とを両立させなければならないものと考えています。平和に保たれている社会は，人間の安全保障が重視され，基本的人権の保障が充実し，国民がそれぞれの個性を生かして幸福を追求することが可能となる社会です。

そのため，弁護士会は，基本的人権の制約や侵害のおそれを敏感に感じ取って社会に警鐘を鳴らす人権と平和の護り人の役割を担ってきました。

最近でも，新型コロナ禍を理由として「緊急事態条項」を創設する憲法改正の必要が唱えられ始めています。しかし，「緊急事態条項」は，戦争や大災害といった非常事態において，内閣に権限を集中させて人権制限を行うことを可能とするものです。国会による民主的統制や裁判所による司法的統制を受けないことによる権力の濫用の危険が非常に高まるものであり，新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の「緊急事態宣言」とは性質が全く異なっています。このように，人権侵害のおそれが大きく，平和主義を損なうおそれがある緊急事態条項の制定に東京弁護士会は強く反対しています。

当会は，今後も日本国憲法の理念を広く市民に浸透させるために「不断の努力」（憲法第12条）を尽くし，すべての人が「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ，平和のうちに生存する権利」（憲法前文）を享受できる社会の実現を目指してまいります。

2021（令和3）年8月15日
東京弁護士会会長　矢吹 公敏